

第1部 基本的考え方

1 策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、財産を奪われる、傷害を負わされる、生命を奪われる、家族を失う、といった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、心身の不調や、治療費などの経済的負担、更には周囲の理解不足等による心ない言動等の二次的被害など、様々な問題に苦しんでいます。

このような状況に置かれている犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むためには、関係機関が連携を図り、犯罪被害者等の立場に配慮した適切、かつ、きめ細かな支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者など周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等を地域社会で支えていくことが必要です。

県ではこれまで、2008年に犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を、2013年には性暴力被害者等をワンストップで支援する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設（性暴力被害者支援センター・ふくおかは2015年から相談時間を24時間化）し、2015年度末には全市町村に犯罪被害者相談窓口を設置させるなど、犯罪被害者等支援施策の充実に努めてきました。

2018年3月、議員提案により、「福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号。以下「条例」という。）」を制定しました。これを受け、県では、条例の趣旨にのっとり、関係機関の連携による支援体制の整備・充実、県民や事業者の犯罪被害者等への理解の促進など、犯罪被害者等支援の充実を図るため、「福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定するものです。

2 計画の目標

条例第1条の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上を目指します。

3 計画の性格

この計画は、条例第10条の規定に基づき策定するものであり、本県における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定め、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2021年度までの3年間とします。

ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

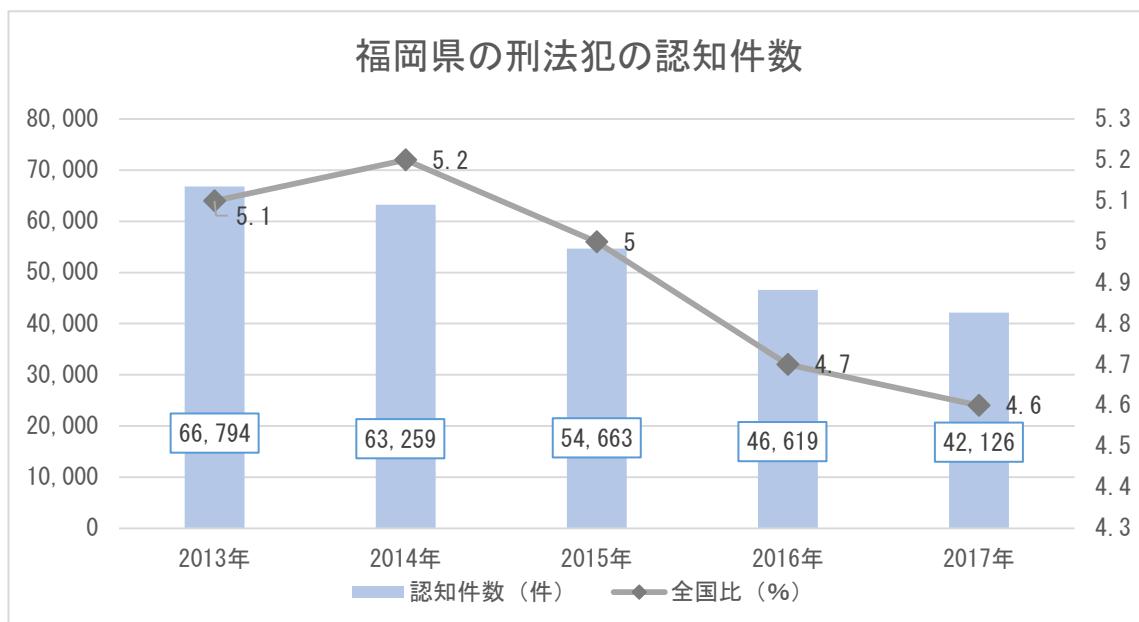
5 犯罪被害の現状

(1) 県内における犯罪等の状況

ア 刑法犯の認知件数

全国における刑法犯の認知件数は、2003 年以降減少し続け、2017 年は 91 万 5,042 件となっています。

福岡県内の刑法犯の認知件数も、2002 年の 16 万 8,190 件をピークに 15 年連続で減少し、2017 年には 4 万 2,126 件とピーク時のほぼ 4 分の 1 に減少しています。



イ 主な重要犯罪等の認知件数

資料：警察庁「犯罪統計」

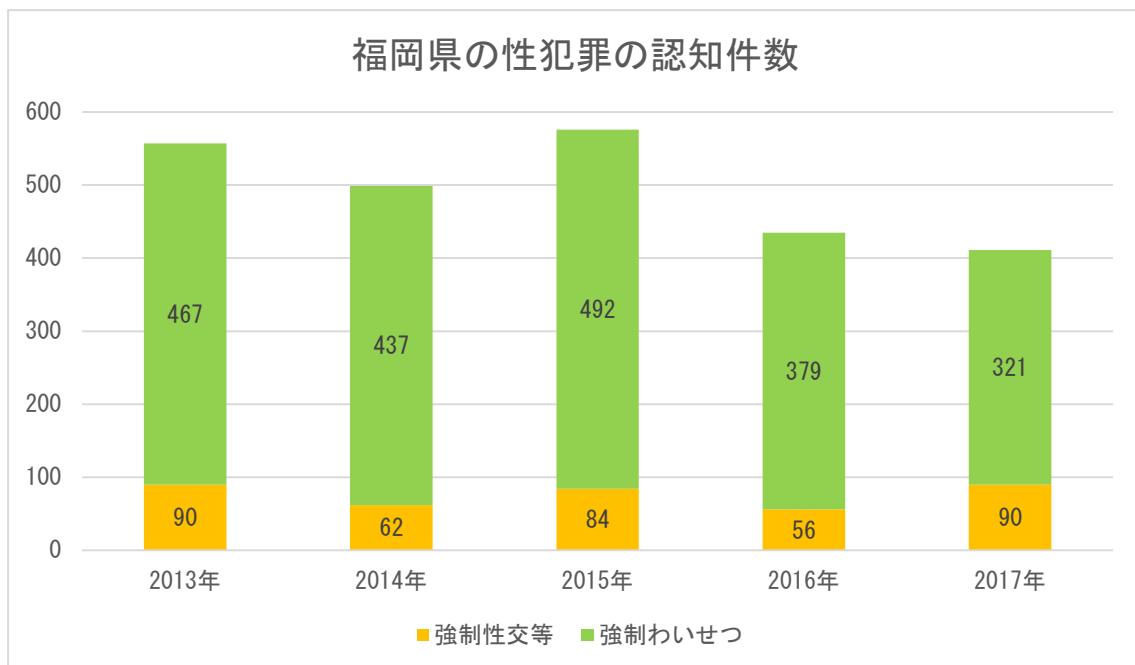
福岡県内における 2017 年の殺人、強盗、放火及び傷害の認知件数は、殺人 38 件、強盗 86 件、放火 49 件、傷害 942 件であり、殺人、強盗及び傷害は減少傾向にあります。

	全 国				福 岡 県			
	殺人	強盗	放火	傷害	殺人	強盗	放火	傷害
2013 年	938	3,324	1,086	27,864	54	147	46	1,057
2014 年	1,054	3,056	1,093	26,653	43	153	47	1,061
2015 年	933	2,426	1,092	25,183	40	94	87	1,079
2016 年	895	2,332	914	24,365	56	78	39	1,111
2017 年	920	1,852	959	23,286	38	86	49	942

資料：警察庁「犯罪統計」

ウ 性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数

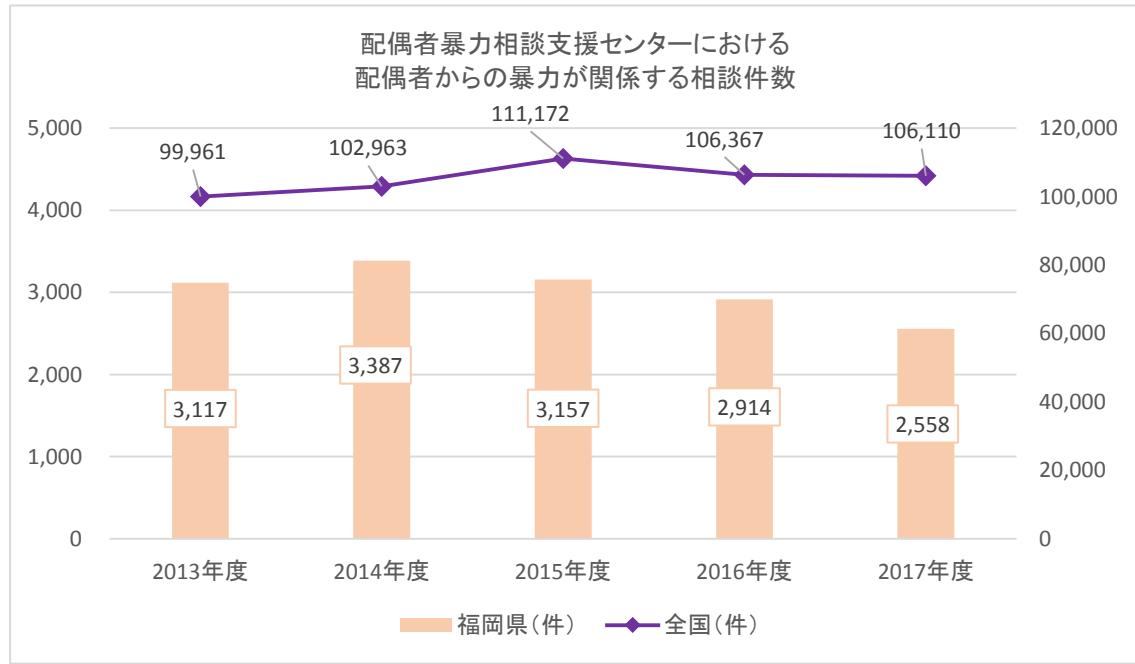
福岡県内における2017年の性犯罪の認知件数は、411件（強制性交等90件、強制わいせつ321件）で減少傾向にありますが、人口10万人当たりの認知件数は8年連続で全国ワースト2位となっています。



資料：警察庁「犯罪統計」

エ 配偶者からの暴力に関する相談件数

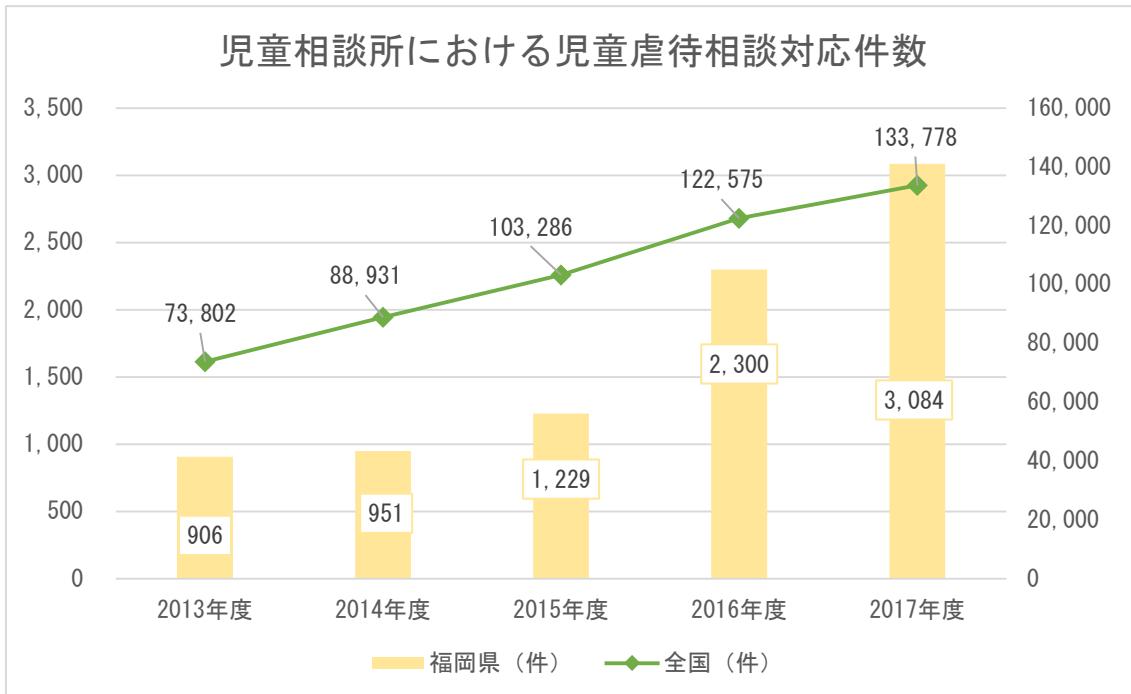
福岡県内における2017年度の配偶者からの暴力に関する相談件数は、2,558件で、前年度から減少しています。



資料：内閣府ホームページ

才 児童虐待に関する相談件数

福岡県の児童相談所における2017年度の児童虐待相談対応件数は、3,084件で、前年度よりさらに増加しています。



資料:厚生労働省ホームページ、福岡県「福岡県児童相談所の業務概要」

(2) 福岡犯罪被害者総合サポートセンター等における相談件数

ア 福岡犯罪被害者総合サポートセンターにおける相談件数

福岡犯罪被害者総合サポートセンターは、県、北九州市、福岡市及び（公社）福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営し、殺人や傷害などの被害にあわれた犯罪被害者等に対し、電話相談や面接相談、警察や裁判所等への付添などの支援を行っています。相談件数は年々増加し、2017年度は498件となっています。

	2015年度	2016年度	2017年度
相談件数	312件	417件	498件

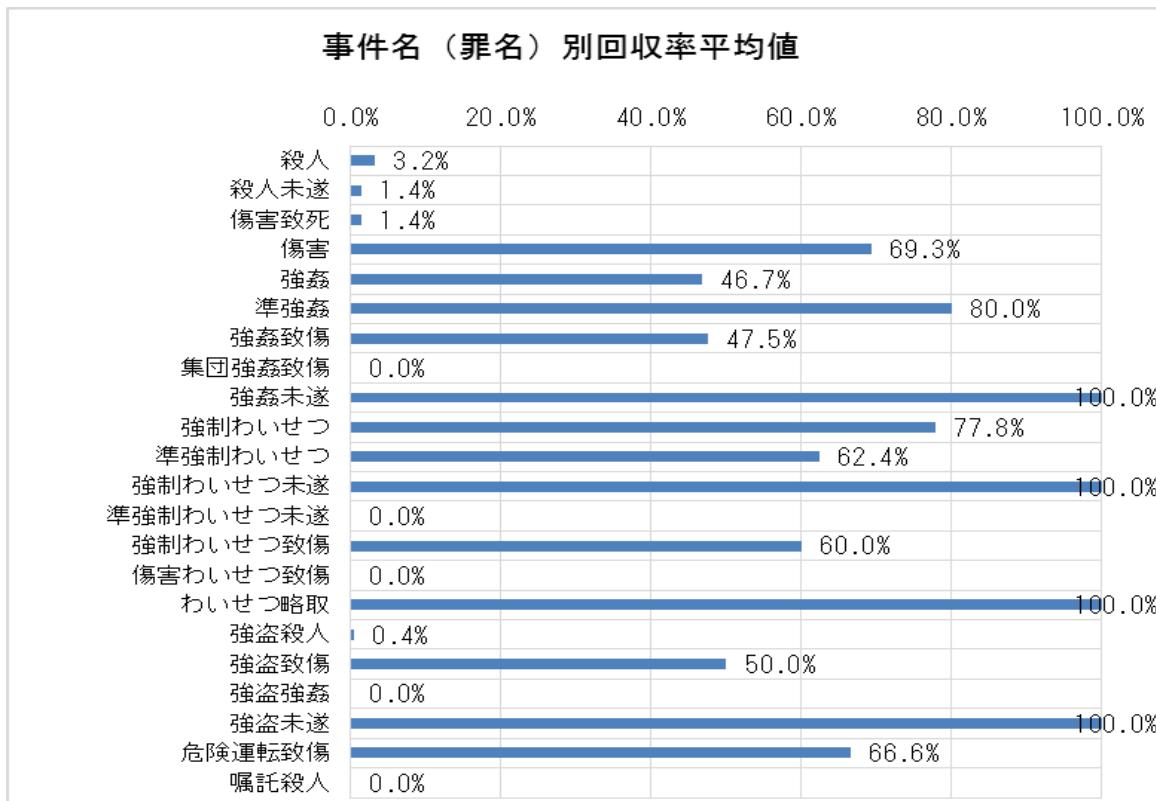
イ 性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける相談件数

性暴力被害者支援センター・ふくおかは、県、北九州市、福岡市及び（公社）福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営し、性暴力の被害にあわれた被害者等に対し、電話相談や面接相談、産婦人科医療をはじめとする医療面のケア、警察等への付添などの支援を行っています。相談件数は年々増加し、2017年度は2,380件となっています。

	2015年度	2016年度	2017年度
相談件数	1,041件	1,244件	2,380件

(3) 事件名（罪名）別損害賠償金の回収率

殺人、殺人未遂及び傷害致死といった犯罪の被害者等において、民事訴訟の判決や損害賠償命令等の債務名義を得ている犯罪被害者に限ってみても、その約60%は損害賠償金の支払を全く受けていません。さらに、回収率（実際に回収した金額を、支払うべき金額として債務名義に記載された金額で除したもの）を個別の犯罪ごとに見てみると、その平均は、殺人について3.2%、殺人未遂について1.4%、傷害致死について1.4%と、いずれも極めて低い状況にあります。



「損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート調査」(2017年日本弁護士連合会)から抜粋

※債務名義とは、執行機関に対して執行行為を開始する根拠を与える文書であり、確定判決は、債務名義の代表的な例である。

(4) 犯罪被害者等支援に関する県民意識アンケート調査結果の概要

福岡県では、犯罪被害者等支援のための今後の施策に資することを目的に、2018年6月から7月の間に、県民の犯罪被害者等支援に関する意識について、インターネットによるアンケート調査を実施しました（P56 別紙7参照）。

回答者数 2,112名

内訳：犯罪被害経験なし（以下「県民一般」という。） 1,766名

犯罪被害経験あり（以下「犯罪被害者等」という。） 346名

ア 犯罪被害に関する意識

- 犯罪被害に関する用語について、「二次的被害」は約50%が知っていると回答していますが、「福岡県犯罪被害者等支援条例」は約84%、「犯罪被害者等基本法」は約79%、「犯罪被害給付制度」は約77%の人が知らないと回答しています。
- 犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っている人は約39%いますが、県、北九州市、福岡市及び（公社）福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営している総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」は約73%、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」については約70%の人が知らないと回答しています。

イ 犯罪被害者等が置かれた状況

- 犯罪被害者等が置かれた状況について、県民一般は、「地域で無責任な噂を立てられたり、好奇の目で見られた」、「報道機関により過剰な取材を受けた」、「インターネットを通じて誹謗中傷された」との回答が多かったのに対し、犯罪被害者等は、「家族間での不和が起こった」、「身近な人から心無い言葉をかけられた」、「インターネットを通じて誹謗中傷された」、「望むように捜査・裁判等の情報が入らなかった」との回答が多くなっています。

ウ 犯罪被害者等が求める支援

- 性犯罪以外の犯罪等の被害に遭った場合には、約71%の人が警察に相談する的回答していますが、性犯罪被害に遭った場合には、約59%の人が警察以外の機関に相談する、又はどこにも相談しないと回答しています。
- 必要とする支援について、被害を受けた直後は、「警察等による日常生活における安全確保」の回答が最も多くなっていますが、被害を受けて半年ほど経過した後は、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」の回答が最も多くなっています。

エ 犯罪被害者等の被害からの回復

- 犯罪被害者等が被害から立ち直る（回復する）ために重要なことは、「家族、親族、友人等の身近な人からの支援」と回答した人が最も多く、約45%となっています。

6 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、次の3つの基本方針を設定します。

また、3つの基本方針を踏まえ、4つの施策の柱を立てて、犯罪被害者等に寄り添った温かみのある施策を実施していきます。

(1) 3つの基本方針

- 基本方針1 犯罪被害者等支援体制の整備・充実
- 基本方針2 精神的・身体的被害及び生活基盤の回復
- 基本方針3 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

(2) 4つの施策の柱

- 施策の柱1 支援体制の整備・充実
- 施策の柱2 精神的・身体的被害の回復・防止
- 施策の柱3 損害回復・経済的支援等
- 施策の柱4 県民等の理解の増進

7 推進体制

計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえ、庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体と役割分担を確認し、相互協力及び連携を図りながら、施策を進める必要があります。

県では、庁内の関係課で構成される「福岡県犯罪被害者等対策会議」、県内の関係機関や団体で構成される「福岡県犯罪被害者支援協議会」及び県内各地域の「警察署犯罪被害者支援協議会」が連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく同じ支援が受けられる体制を整備します。

(1) 福岡県犯罪被害者等対策会議

県、県警察本部及び県教育委員会の関係課が連携強化及び情報共有等を行い、犯罪被害者等に係る施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、設置しています。

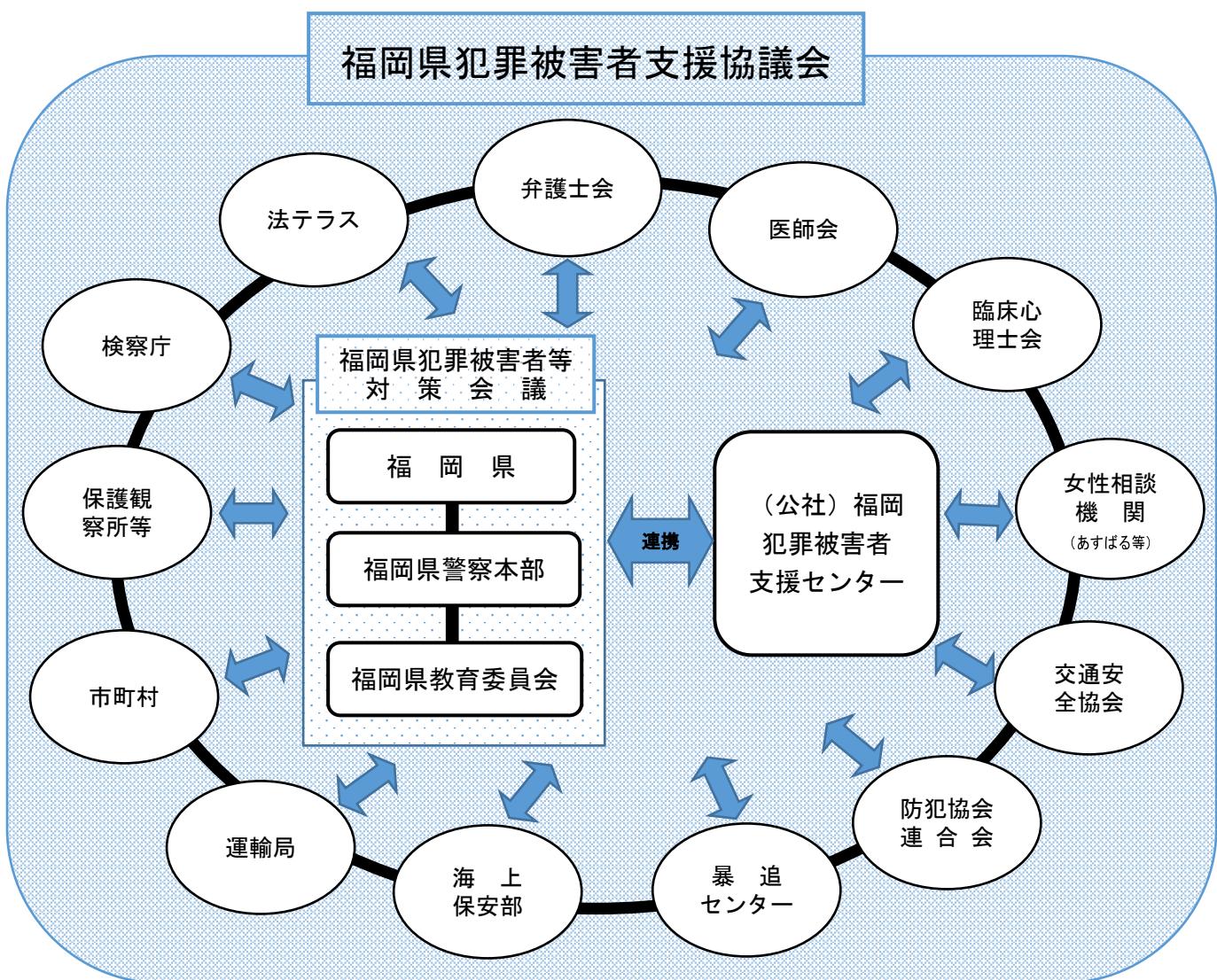
(2) 福岡県犯罪被害者支援協議会

行政機関及び民間団体等との相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえた犯罪被害者等支援活動を効果的に推進することを目的として、設置しています。

(3) 警察署犯罪被害者支援協議会

各警察署単位で地域の実情に応じて、警察署、市町村、学校、医療機関、弁護士会等の関係機関で組織する支援協議会を、県内33警察署に設置し、情報交換等による地域レベルでの連携体制を構築しています。

犯罪被害者等支援施策の推進体制



連携

意見交換

警察署犯罪被害者支援協議会

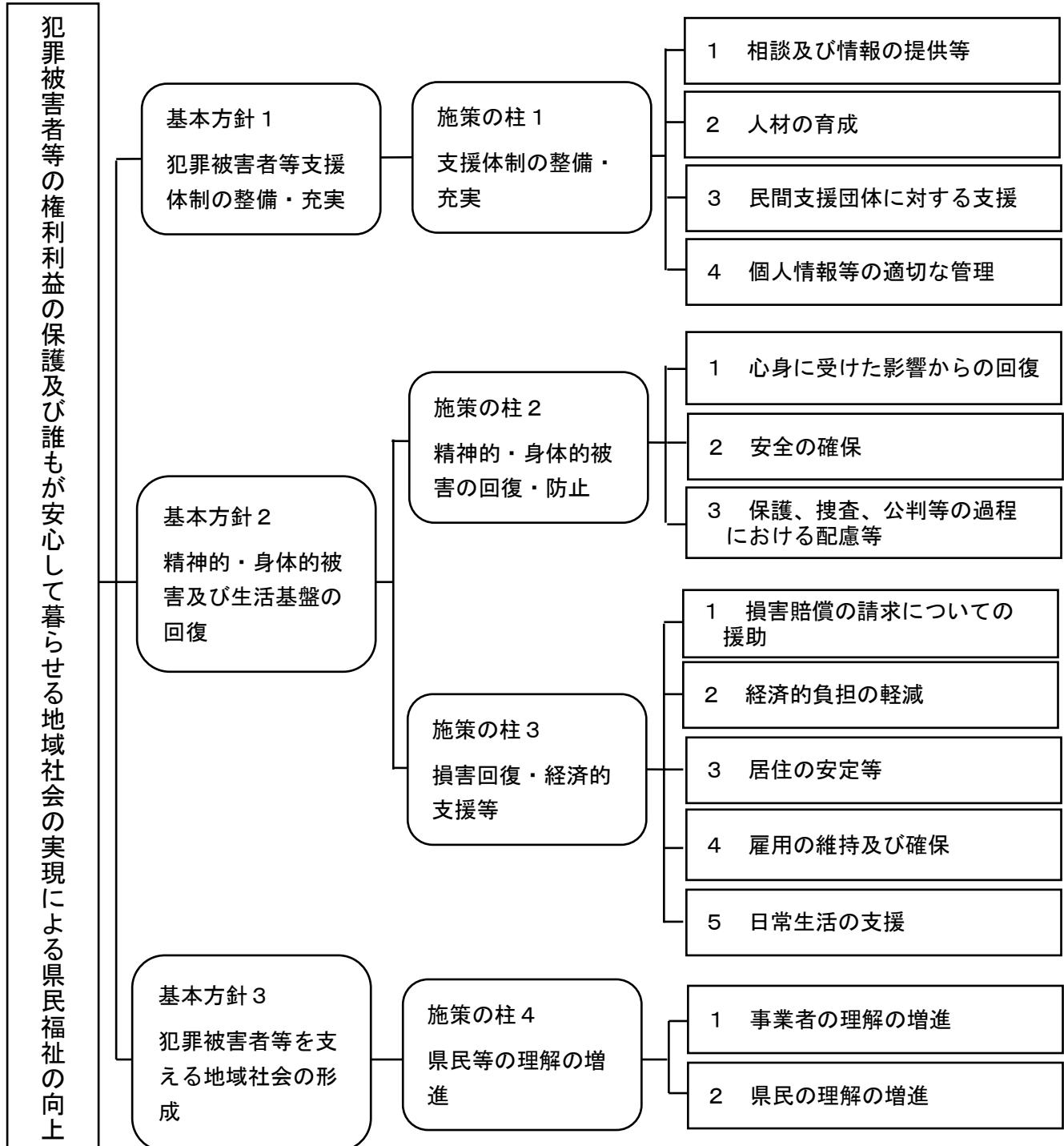
【構成メンバー】

- ・警察署
- ・市町村
- ・県出先機関
(保健福祉事務所、児童相談所等)
- ・医療機関
- ・弁護士会
- ・学校
- ・地区防犯協会 等

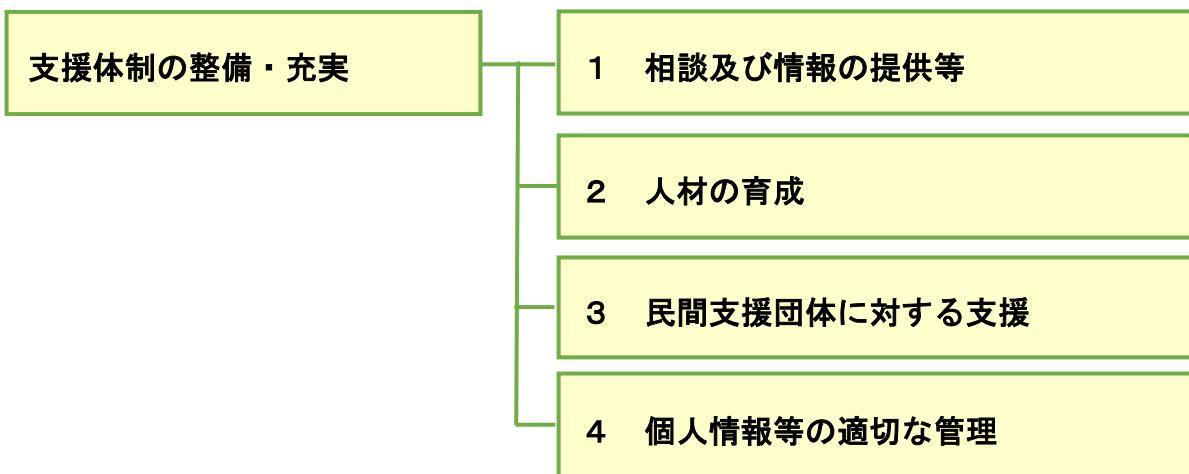
犯罪被害者団体等

第2部 計画の内容

策 定 体 系



施策の柱1 支援体制の整備・充実



1 相談及び情報の提供等

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、事件・事故により、生命、身体及び財産上の直接的な被害に加え、心中にも大きな傷を受けることになります。
加えて、被害発生直後から、警察の事情聴取等の捜査協力や裁判への出廷、市町村窓口での各種福祉制度の利用申請など、犯罪被害にあわなければ経験しないような様々な対応や手続に直面します。そして、何を、どこに相談すればよいのか分からない状況の中で、個々の対応や手続において関係機関等から判断を迫られ、更なる困難に陥る場合があります。
- 被害発生直後から、犯罪被害者等が直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、必要に応じて、法律や保健医療等に関する専門家を紹介するなどにより、犯罪被害者等が円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるよう、息の長い支援を行うことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪等による被害発生直後から直面する様々な問題について、安心して相談することができ、犯罪被害者等の状況に応じて適切に支援できるよう、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」などの相談窓口の支援体制を更に充実強化します。
- 県は、全ての県内市町村に設置されている犯罪被害者等対応窓口において、犯罪被害者等からの相談に応じて必要な情報や支援が提供されるよう、市町村の取組を支援します。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
福岡犯罪被害者総合サポートセンターの運営及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、電話相談から面談・カウンセリング、病院・裁判所などの機関への付添いまで総合的な犯罪被害者等支援に取り組みます。 ・相談件数の増加に対応し、かつ、どの地域でも同様の支援が受けられるよう、相談体制を強化します。 	生活安全課
性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者等が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう、24時間・365日電話相談に応じ、さらに、面接相談、急性期の性暴力被害者に対する医療面のケア、警察等への付添い支援、被害回復に必要な医療費等に対する公費負担など、性暴力被害の直後から総合的な支援を行います。 ・性犯罪等により直面する法律問題を円滑に解決するため、性犯罪等に係る捜査機関への申告や刑事裁判手続等についての相談に、弁護士が対応します。 ・性暴力被害者等の状況に応じた適切、かつ、きめ細かな対応をすることができるよう、法律や保健医療等の専門家との連携を強化します。 	生活安全課
犯罪被害者等への法律相談支援	犯罪被害者等が、刑事裁判と損害賠償の請求に係る民事裁判等について、一体的に相談できるよう支援を行います。	生活安全課
関係機関と連携した緊急支援体制の構築	県内において、犯罪等による死傷者が多数に上る重大事案が発生した場合に、直ちに犯罪被害者等に対し、二次的被害防止のための弁護士相談や専門家によるカウンセリング、病院等への付添いなどの支援が行えるよう、あらかじめ関係機関・団体と協定を締結し、緊急支援体制を構築します。	生活安全課
市町村における適切な情報提供のための支援	市町村における適切な情報提供を促進するため、市町村担当課長会議や市町村担当者等研修会を開催し、犯罪被害者等支援に関する各種情報を提供します。	生活安全課

施策名	施策の概要	担当課
「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実	犯罪被害者等支援に関する相談・支援を行う機関・団体等の支援内容をまとめた「犯罪被害者等支援の手引き」を市町村や関係機関等に配付し、支援に従事する職員等の相談対応能力の向上、関係機関等相互の連携促進を図ります。	生活安全課
犯罪被害者相談「心のリリーフ・ライン」の効果的な運用	犯罪被害者等の精神的負担の軽減を目的とし、臨床心理士が相談対応、カウンセリング、付添い支援等を行うとともに、必要に応じて法律、医療、教育機関等関係機関の専門員と連携し、効果的な被害者支援に努めます。	被害者支援・相談課
性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の効果的な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者がより相談しやすい環境を整備するために、全国共通番号である「#8103」を設置し、相談窓口の認知度と犯罪被害者等の利便性の向上を図り、被害の潜在化を防止します。 ・性犯罪被害者の立場に立った相談対応に努め、部内関係課との連携を強化するとともに、相談内容に応じて、性暴力被害者支援センター・ふくおかを始めとする関係機関の専門員と連携し、効果的な被害者支援に努めます。 	被害者支援・相談課
配偶者からの暴力（DV）被害者に対する相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者からの相談に応じ、保護や自立のために必要な情報提供や支援を行います。 ・「福岡県配偶者からの暴力相談電話」において、夜間・休日の電話相談に対応します。 ・男性や性的少数者の方のDV被害者相談窓口を設置します。 ・福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、暴力に悩む女性からの相談に対応します。 	男女共同参画推進課
婦人相談員による相談の実施	保健福祉（環境）事務所（県内9事務所）において、婦人相談員が、性暴力等の被害を受けた女性からの相談に対応します。	男女共同参画推進課
児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	児童相談所の組織、職員等の体制強化を進めるとともに、市町村との連携の充実を図ります。また、地域の医療機関の協力の下、児童虐待対応のネットワークを構築し、虐待対応の向上を図ります。	児童家庭課
児童虐待に対する夜間・休日対応	児童相談所において、夜間・休日の電話相談員を配置し、相談体制を強化します。	児童家庭課

施策名	施策の概要	担当課
学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての公立の中学校、義務教育学校、中等教育学校、県立特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、また、県内各学校区の県立高等学校には拠点校方式によりスクールカウンセラーを配置することにより、少年被害者を含む児童生徒が、学校において、カウンセリングなどの心のケアを受けることができる体制を整えます。 ・各学校に教育相談担当を設け、校内の連携・教育相談体制の充実を図るとともに、職員研修を通じ教職員の相談対応能力の向上に努めます。 	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
	スクールカウンセラーの配置に財政的補助を行い、私立高等学校における相談体制の充実を図ります。	私学振興課

2 人材の育成

【現状と課題】

- 犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する職員等が犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、支援に従事する職員等による配慮に欠けた言動や無理解による二次的被害を生じさせないようにする必要があることから、犯罪被害者等支援に従事する職員等向けの研修会を開催するなど、様々な取組を行っています。
- しかしながら、今もなお、行政機関等の対応窓口で、犯罪被害者等に無理解な職員等から配慮に欠けた言動を受ける二次的被害が生じています。
- 犯罪被害者等支援に従事する職員等が、犯罪被害者等が置かれている状況や心情を理解したうえで、犯罪被害者等が直面する様々な問題に適切に対応できるよう、人材の育成を図ることが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等支援に従事する職員等が、犯罪被害者等が置かれている状況や心情を理解し、犯罪被害者等が直面する様々な問題に対応できるよう、職員等向け研修会の内容を充実させるなど必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実	<p>犯罪被害者等支援に必要な情報を提供し、適切な支援を行うため、県や市町村等の犯罪被害者等支援に従事する職員を対象とした研修会の開催、研修DVDの作成・配付などにより、職員の資質向上に努めます。</p>	生活安全課
	<ul style="list-style-type: none"> ・採用時教養及び昇任時教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、民間支援団体との連携要領等に関する教養を行います。これらの教養には、犯罪被害者等の講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次的被害の防止に努めます。特に、犯罪被害者等支援担当職員に対しては、臨床心理士によるロールプレイ方式による演習を含む専門的研修を行います。 ・配偶者からの暴力事案等への対処等の専門的な技能の向上に努めます。 ・カウンセリング技能を有する警察職員に対して専門的研修を行うことにより、その技術・能力の向上に努めます。 ・被害少年の継続的な支援を行う警察職員に対して社会福祉学、臨床心理学等の専門的研修を行うことにより、職員の聴取技能の向上を図ります。 ・多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、マニュアルを活用した訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者等支援担当部門と捜査担当部門との連携強化を図ります。 	被害者支援・相談課、教養課、子ども・女性安全対策課、少年課、刑事総務課、捜査第一課、鑑識課、交通検査課
「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実 【再掲】	犯罪被害者等支援に関する相談・支援を行う機関・団体等の支援内容をまとめた「犯罪被害者等支援の手引き」を市町村や関係機関等に配付し、支援に従事する職員等の相談対応能力の向上、関係機関等相互の連携促進を図ります。	生活安全課
民間支援団体等における人材育成に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体等が行う研修に、弁護士、臨床心理士等の専門家が登録されている「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー」を派遣するなど、民間支援団体等における人材の育成を支援します。 ・(公社)福岡犯罪被害者支援センターが行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力をしています。 	生活安全課、被害者支援・相談課

施策名	施策の概要	担当課
(公社) 福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施	性犯罪について、刑法改正による被害対象者の拡大や被害者の低年齢化などの新たな課題に対応するため、男性や子どもへの相談対応などに関する専門研修を実施します。	生活安全課
婦人相談員等に対する研修の実施	婦人相談員等に対し、DVや性暴力に関する知識、相談技術の習得等、資質の向上を目的とした専門研修を実施します。研修の充実を図るとともに、婦人相談員等の心理的ケアの充実に努めます。	男女共同参画推進課
虐待を受けた子どもの保護等に従事する職員に対する研修の充実	児童相談所や市町村等の職員の資質向上のため、各種研修の充実を図ります。	児童家庭課
児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組	児童虐待対応マニュアルの活用等により、児童虐待の発見に資する教養を実施し、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなど、事案の早期発見に努めます。	被害者支援・相談課、少年課、地域課、捜査第一課
高齢者虐待対応のための体制の充実	高齢者虐待対応の窓口である市町村の体制の充実を図るために、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施します。	高齢者地域包括ケア推進課
障がい者虐待防止等のための体制の充実	障がい者虐待の防止や通報に対する適切な対応等のため、障がい福祉サービス事業所の職員や市町村の障がい者虐待対応窓口職員を対象とした研修を実施します。	障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

3 民間支援団体に対する支援

【現状と課題】

- 犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか、病院や裁判所への付添い等、犯罪被害直後から中長期的にわたり適切かつ迅速な支援を行うなど、犯罪被害者等支援の総合的支援体制の中核的存在であるといえます。
一方で、犯罪被害者等支援に従事する者が支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様の心理状態になり、支援が困難になるような代理受傷に遭う事例も発生しています。
- 民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を継続できるよう、必要な情報の提供をはじめ、犯罪被害者等支援に従事する者の代理受傷の防止対策の実施や財政的基盤の確保などの人的・財政的支援が県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等支援において重要な役割を担う民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を継続できるよう、犯罪被害者等支援に従事する者の確保、その人材の育成及び代理受傷の防止対策などに取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
(公社)福岡犯罪被害者支援センター相談員の代理受傷防止のための支援	相談員が支援の過程で心身に変調を来す場合もあることから、代理受傷防止のための支援を行います。	生活安全課
福岡犯罪被害者総合サポートセンターの相談体制の充実【再掲】	相談件数の増加に対応し、かつ、どの地域でも同様の支援が受けられるよう、相談体制を強化します。	生活安全課
性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談体制の充実【再掲】	性暴力被害者等の状況に応じた適切、かつ、きめ細かな対応をすることができるよう、法律や保健医療等の専門家との連携を強化します。	生活安全課
(公社)福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施【再掲】	性犯罪について、刑法改正による被害対象者の拡大や被害者の低年齢化などの新たな課題に対応するため、男性や子どもへの相談対応などに関する専門研修を実施します。	生活安全課
民間支援団体の支援活動に対する協力	民間支援団体の支援活動について、各種広報媒体や研修の機会を通じて周知を図るとともに、研修会の後援を行うなど、積極的に協力することにより、民間支援団体の支援活動の活性化を図ります。 (公社)福岡犯罪被害者支援センターに対する財政的援助の充実に努めます。	生活安全課、被害者支援・相談課 被害者支援・相談課

4 個人情報等の適切な管理

【現状と課題】

- 他県において、犯罪被害者等に係る住所等の個人情報が、加害者や公の場に漏えいする事案が発生しています。

- 今後犯罪被害者等の個人情報が漏えいする事案が発生することにより、犯罪被害者等が再被害を受けることがないよう、県や関係機関の職員等に対し、個人情報の適切な管理を徹底させることが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、二次的被害を受けることがないよう、市町村、民間支援団体等の関係機関と協力し、犯罪被害者等に係る個人情報の加害者や公への漏えい防止の徹底に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
各機関における個人情報管理規程の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、民間支援団体等の各機関において、個人情報管理規程を整備し、個人情報等の適正な管理に努めます。 ・県が関係機関と連携協力のため個人情報を提供するに当たっては、市町村等が個人情報を適正に管理するよう、県は個人情報等の取扱いに関するマニュアルを作成します。 	生活安全課
犯罪被害者等支援に係る業務委託先である(公社)福岡犯罪被害者支援センターに対する、個人情報取扱状況の監督の実施	犯罪被害者等支援に係る業務委託先である(公社)福岡犯罪被害者支援センターが業務上取り扱う個人情報の取扱状況について監督するため、点検を行います。	生活安全課
犯罪被害者等に関する個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の氏名等の発表に当たっては、犯罪被害者等とマスコミ、双方の要望を踏まえ、犯罪被害者等のプライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。 ・報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に犯罪被害者等が必要としている情報の提供がなされるように努めます。 	被害者支援・相談課、広報課

施策の柱2 精神的・身体的被害の回復・防止



1 心身に受けた影響からの回復

【現状と課題】

- 身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により看護や介護が必要になる人もいます。
また、生命を奪われた犯罪被害者の遺族はもとより、身体に被害を受けた犯罪被害者及びその家族等も深刻な精神的被害を受けることがあります。犯罪被害のうち、特に性犯罪被害は心身に大きなダメージを受けやすいといわれています。
- 犯罪等による被害の発生直後から適切な支援を提供していくことが県に求められています。
また、学校に通学し、又は児童養護施設等に入所している年少者は、当該施設等の中で、一人で、犯罪被害等により受けた心理的外傷等と立ち向かわなければならないことから、特段の配慮と専門家の助言に基づく適切な対応を行うことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響を早期に緩和し、回復できるよう、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において専門家によるカウンセリングの実施に取り組みます。これに加え、学校に通学し又は児童養護施設等に入所している年少者にはスクールカウンセラーの必要な助言を受けられるよう、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた中長期にわたる心理的支援など必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
性暴力被害者等に対するカウンセリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援センター・ふくおかでは、被害者等の心身の早期回復に向け、臨床心理士によるカウンセリングを行います。 性暴力被害者等の精神的ケアを充実させるため、中長期的な支援を行います。 	生活安全課
性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談体制の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者等が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう、24時間・365日電話相談に応じ、さらに、面接相談、急性期の被害者に対する医療面のケア、警察等への付添い支援、被害回復に必要な医療費等に対する公費負担など、被害直後から総合的な支援を行います。 性暴力被害者等の状況に応じた適切、かつ、きめ細かな対応をすることができるよう、法律や保健医療等の専門家との連携を強化します。 	生活安全課
犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の精神的被害の早期回復のため、警察本部内の臨床心理士が対応する、犯罪被害者相談「心のリリーフ・ライン」を効果的に運用します。 犯罪被害者等に係るカウンセリング費用の公費支出制度を適切かつ積極的に推進し、犯罪被害者等の精神的被害の早期回復に努めます。 	被害者支援・相談課
学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等【再掲】	<p>県内全ての公立の中学校、義務教育学校、中等教育学校、県立特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、また、県内各学校区の県立高等学校には拠点校方式によりスクールカウンセラーを配置することにより、少年被害者を含む児童生徒が、学校において、カウンセリングなどの心のケアを受けることができる体制を整えます。</p> <p>また、各学校に教育相談担当を設け、校内の連携・教育相談体制の充実を図るとともに、職員研修を通じ教職員の相談対応能力の向上に努めます。</p>	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
	スクールカウンセラーの配置に財政的補助を行い、私立高等学校における相談体制の充実を図ります。	私学振興課

施策名	施策の概要	担当課
性犯罪に遭った児童生徒に対する学校での対応の充実	県内全ての公立の中学校、義務教育学校、中等教育学校、県立特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、また、県内各学校区の県立高等学校には拠点校方式によりスクールカウンセラーを配置し、性犯罪に遭った児童生徒の心のケアができるような体制を整えます。	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての公立の中学校、義務教育学校、中等教育学校、県立特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置しています。また、県内各学校区の県立高等学校には拠点校方式によりスクールカウンセラーを配置し、少年被害者を含む児童生徒が学校においてカウンセリングなどの心のケアを受けることができる体制を整えます。【再掲】 ・学校の教職員が一体となって少年被害者を含む児童生徒等の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーや関係機関、地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者である生徒の相談等に的確に対応できるよう、教職員に対する研修の支援や各学校の取組を促進します。 	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
	少年被害者を含む生徒の心のケアに資するよう、私立高等学校におけるスクールカウンセラーの配置に対して財政的に補助することにより、学校におけるカウンセリング体制の充実と生徒に対する個々の状況に応じた学習支援を行うよう要請します。	私学振興課
犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	<p>犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該生徒に対し、カウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を行います。</p> <p>犯罪被害者等である生徒が不登校になった場合、当該生徒に対し、カウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を行う私学団体が設置する学習支援センターへの助成を行います。</p>	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課 私学振興課

2 安全の確保

【現状と課題】

- 児童虐待、ストーカー行為、配偶者等による暴力（DV）による被害者はもとより、犯罪被害者の多くは、再び危害を加えられることに対して、強い恐怖や不安を感じています。
- 犯罪被害者が更なる被害を受けることを防止し、安全が確保され、不安が解消されるための取組を行うことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者が、再び加害者から危害を加えられることがないよう、関係機関や団体と連携して、犯罪被害者の一時保護を行うなど、安全確保を最優先した必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
一時避難場所の確保	加害者に自宅を知られているため、加害者等から再度危害が及ぶおそれがある場合における犯罪被害者等の一時避難場所の確保に係る公費支出制度を積極的に運用し、犯罪被害者等の安全を確保します。	被 告 者 支 援・相談課
保護対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を未然に防止します。・保護対象者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。	組織犯罪対策課

施策名	施策の概要	担当課
再被害防止措置の推進	<ul style="list-style-type: none"> 同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図ります。 犯罪被害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について教示するなど防犯指導を行います。 必要に応じて再被害防止用装備資機材を活用するとともに、警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。 再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努めます。 	被 告 者 支 援・相談課、子ども・女性安全対策課、少年課、生 活 保 安 課、刑 事 総 務 課
地域警察官による犯罪被害者等への訪問活動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> 捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導を行うとともに、警察に対する犯罪被害者等の要望・相談の聴取を行います。 地域警察官による犯罪被害者等への訪問活動を効果的に推進します。 	被 告 者 支 援・相談課、地 域 課
ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等に関し、被害者に危害が加えられる危険性や切迫性を的確に判断するとともに、検挙措置等により加害者を隔離することを最初に検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進します。 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等に対処する体制の整備、被害者の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者に対する情報提供、被害を予防するための教育、被害者の早期保護、被害防止のための広報啓発及び加害者に対する精神医学的・心理学的手法による取組を推進します。 	被 告 者 支 援・相談課、子ども・女性安全対策課、搜查第一課

施策名	施策の概要	担当課
配偶者からの暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 女性のDV、性暴力、ストーカー等の被害者の安全確保のため、女性相談所一時保護所及び委託施設において一時保護を実施します。 被害者の一人ひとりの状況に応じた保護に努めるとともに、関係施設、市町村等との連携を強化します。 男性や性的少数者のDV被害者については、ホテルを活用した緊急時の安全確保を実施するとともに、一時保護施設の確保に努めます。 	男女共同参画推進課
配偶者暴力防止法に基づく保護命令の適切な実施	配偶者暴力相談支援センターにおいて、加害者に対し被害者への接近禁止等を命じる保護命令制度について情報提供や助言を行うとともに、関係機関への同行支援等を行い、円滑な手続のための援助を行います。	男女共同参画推進課
児童虐待による被害児童の一時保護の実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待による被害児童の安全確保のため、児童相談所一時保護所及び委託施設において一時保護を実施します。 各児童相談所の一時保護所において、保護業務支援員や学習指導専門員を配置するほか、個室の整備を行うなど、児童虐待による被害児童の居住場所の環境改善を図ります。 	児童家庭課
子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	<ul style="list-style-type: none"> 検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所等、関係機関や団体との連携に努め、子どもを対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止します。 関係機関から前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行います。 	子ども・女性安全対策課
児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための連携	児童相談所及び警察が緊密な連携を図り、児童虐待の未然防止に努めることはもとより、潜在化する児童虐待の早期発見を図り、事案認知時においては、児童相談所職員、警察職員が児童の直接確認を徹底するなど、児童の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応に努めます。	児童家庭課、被害者支援・相談課、少年課、地域課、捜査第一課

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、関係者からの配慮に欠けた言動により二次的被害を受けたり、個人情報が加害者や公の場に漏えいすることがあります。
- 犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、犯罪被害者等に関わる職員が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じて、事件・事故の捜査状況や刑事手続等に関する情報提供を行うなど、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行うことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等に関わる職員が、犯罪被害者等の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、犯罪被害者等の置かれている状況を理解の上、二次的被害を生じさせないよう、研修等を実施するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じて、事件・事故の捜査状況や刑事手続等に関する情報提供を行うなど、その人権に配慮した必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

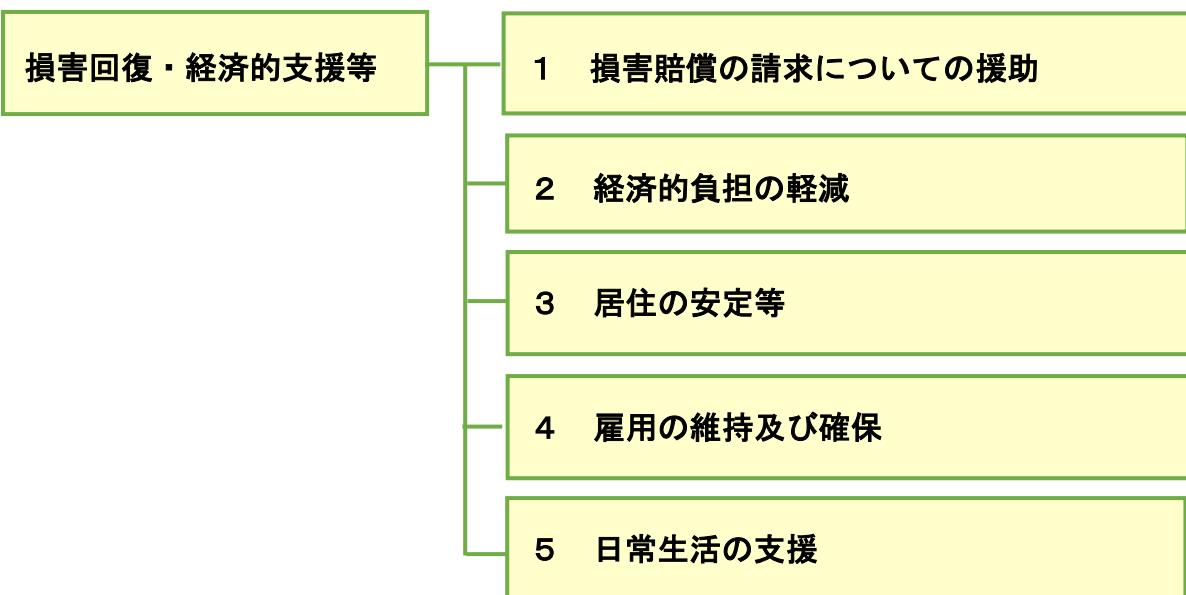
施策名	施策の概要	担当課
関係機関と連携した緊急支援体制の構築【再掲】	県内において、犯罪等による死傷者が多数に上る重大事案が発生した場合に、直ちに犯罪被害者等に対し、二次的被害防止のための弁護士相談や専門家によるカウンセリング、病院等への付添いなどの支援が行えるよう、あらかじめ関係機関・団体と協定を締結し、緊急支援体制を構築します。	生活安全課
性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける証拠資料採取事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・警察に被害申告をちゅうちょする性暴力被害者について、センター相談員が病院に付き添った際に、被害者が希望する場合、医師による証拠採取を行い、採取した証拠資料について県警で保管します。・いわゆる「データレイプドラッグ」といわれるような睡眠薬等についても、検査の対象となるよう事業を拡充します。	生活安全課、捜査第一課

施策名	施策の概要	担当課
捜査に関する適切な情報提供等	<p>捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、連絡責任者、連絡副責任者及び連絡担当者を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講じます。</p> <p>また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、(公社)福岡犯罪被害者支援センターや他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て積極的に情報提供するなど、犯罪被害者等の支援の必要に応じて関係機関・団体との連携を図ります。</p>	被害者支援・相談課、刑事総務課、交通捜査課
交通事故事件被害者等の心情やニーズを踏まえた適切な支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的証拠に基づく交通事故事件捜査を適正かつ緻密に推進するとともに、被害者及びその家族の心情やニーズを踏まえた適切な支援を行える交通事故捜査員を育成します。 ・また、交通事故事件捜査統括官と被害者連絡調整官等が緊密な連携を図り、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者等のニーズに応じて、適切かつ確実な捜査情報等の提供に努めます。 	交通捜査課
刑事手続等に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等へ刑事手続等に関する情報を提供する場合においては、犯罪被害者等の要望・意見を踏まえ、そのニーズに沿った情報の提供に努めます。 ・刑事手続のほか、関係機関や団体による犯罪被害者等のための制度を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、必要に応じてその内容の充実を図り、効果的な配布方法を隨時検討し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。 ・外国人犯罪被害者のための外国版「被害者の手引」についても、必要に応じて、その内容の充実、見直しを図り、確実な配布に努めます。 ・外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向け広報誌等を通じ、警察が行う犯罪被害者等支援施策についての周知を図ります。 	被害者支援・相談課、国際捜査課

施策名	施策の概要	担当課
性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するととともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図ります。 性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するために、性犯罪被害者の身体からの資料採取の際ににおける女性警察官の活用を図るとともに、産婦人科医会、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」等との連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。 	被 告 者 支 援・相談課、警務課、捜査第一課、鑑識課
犯罪被害者等に関する個人情報の保護【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の氏名等の発表に当たっては、犯罪被害者等とマスコミ、双方の要望を踏まえ、犯罪被害者等のプライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。 報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に犯罪被害者等が必要としている情報の提供がなされるように努めます。 	被 告 者 支 援・相談課、広報課
証拠物件の適正な保管・管理を通じた早期還付手続等の実施	検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、犯罪被害者等の意向を踏まえた上で早期に還付等の手続を行います。	刑事総務課
医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁において実施している「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備モデル事業」の結果を踏まえつつ、医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠物件が適切に保管されるよう証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び性暴力被害者支援センター・ふくおか等、関係機関への働き掛けを行い、警察への被害申告をちゅうちょしている間に証拠が滅失することのないよう努めます。 性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供します。 	被 告 者 支 援・相談課、捜査第一課

施策名	施策の概要	担当課
被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、(公社)福岡犯罪被害者支援センターへの紹介を行います。 ・少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施する等、被害少年が受ける精神的打撃軽減のための支援を継続的に実施します。 	被害者支援・相談課、少年課
被害児童からの事情聴取における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、警察、検察庁、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討します。 ・被害児童から事情聴取をするに当たっては、聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被害児童に配慮した各種取組を推進します。 ・臨床心理学、精神医学等の部外専門家である、専門アドバイザーを活用し、警察署の支援担当職員に対して専門的な助言を行います。 	被害者支援・相談課、少年課、刑事総務課、捜査第一課
犯罪被害者等的心情に配慮した環境の整備	犯罪被害者等専用の相談室や被害者支援車両の活用を図るほか、犯罪被害者等的心情に配慮した照明や内装の改善、各種資機材の充実を図るなど、環境整備に努めます。	被害者支援・相談課、施設課
再被害防止措置の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図ります。 ・犯罪被害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について教示するなど防犯指導を行います。 ・必要に応じて再被害防止用装備資機材を活用するとともに、警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。 ・再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努めます。 	被害者支援・相談課、子ども・女性安全対策課、少年課、生活保安課、刑事総務課

施策の柱3 損害回復・経済的支援等



1 損害賠償の請求についての援助

【現状と課題】

- 犯罪被害者等に生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるにもかかわらず、加害者が損害賠償責任を果たさないために、十分な賠償が受けられない犯罪被害者等が多くいます。

多くの犯罪被害者等は、訴訟に関する知識が少ない中で損害賠償請求訴訟を提起する場合には、多くの時間と労力を要することとなり、さらに、多額の訴訟費用の負担が生じるなど、多くの負担を強いられることになります。

なお、損害賠償の請求は、金銭的に損害回復を図るために行うものですが、加えて、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に反省や謝罪を求める機会としても重要な意味を有しています。

- 犯罪被害者等が、被害に係る損害賠償の請求を円滑に実現できるよう、これに精通した者による損害賠償請求等に関する情報提供や助言を行うことが県に求められています。これに加え、債務名義を得ている犯罪被害者等の半数以上が損害賠償金の支払いを受けていない実態がある中、犯罪被害者等の権利確保の実効性を高めるため、消滅時効（10年間）の伸張を図るための援助も県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪等による回復困難な損害の賠償を加害者側に請求する場合において、その請求を円滑に実現できるよう、必要な支援を行います。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
損害賠償請求訴訟 再提訴時の支援	損害賠償請求訴訟の判決が確定したにもかかわらず、加害者による損害賠償金の支払義務が履行されない場合に、時効成立前における再提訴の支援を行うとともに、国に対しては、再提訴の負担軽減を引き続き要望します。	生活安全課
犯罪被害者等への 法律相談支援 【再掲】	犯罪被害者等が、刑事裁判と損害賠償の請求に係る民事裁判等について、一体的に相談できるよう支援を行います。	生活安全課
日本司法支援セン ターとの連携	日本司法支援センターと連携し、損害賠償の請求に関する制度や支援施策について、各機関の相談窓口に周知し、犯罪被害者等に対する情報提供の充実を図ります。	生活安全課
損害賠償請求等に 関する情報提供の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団等に対する損害賠償請求及び交通事故の際の損害賠償請求の概要について紹介した冊子やパンフレット等、各種広報資料の内容を必要に応じて見直し、充実させます。 ・上記広報資料については、警察本部、各警察署の窓口等、来訪者の目に触れやすい場所に備え付けます。また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して当該制度の周知を図ります。 	生 活 安 全 課、被 害 者 支 援・相 談 課、組 織 犯 罪 対 策 課、 交 通 捜 査 課
暴力団犯罪による 被害の回復の支援 の充実	(公財)福岡県暴力追放運動推進センター及び福岡県弁護士会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求への支援等の援助措置を充実させます。	組 織 犯 罪 対 策 課
交通事故相談所に おける相談	福岡県交通事故相談所において、交通事故にあわれた方が問題を円滑に解決するため、損害賠償、示談、保険請求等に関する相談に対応します。	生活安全課

施策名	施策の概要	担当課
犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	特殊詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行います。	被 告 者 支 援・相談課、生 活 経 済 課、捜査第 二課

2 経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、犯罪等の被害を受けることにより、入院や通院に伴う多額の治療費が必要となったり、後遺症のために仕事を続けられなくなり無収入になってしまうなど、経済的困難に直面することが少なくありません。
- 国では、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）や犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）において、犯罪被害者等に対する経済的支援制度を設けていますので、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、国の制度に関する情報を提供していくことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、受けた被害に起因する経済的負担の軽減が図られるよう、利用できる様々な制度に係る情報を提供するとともに、必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
性暴力被害者等への公費支出制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて実施する、弁護士による法律相談や臨床心理士によるカウンセリングなどの公費負担制度の周知を図ります。 ・性暴力被害者等への中長期的な精神的ケアの公費負担制度の周知を図ります。 ・性暴力被害に係る初診料、処置料、緊急避妊処置費、診断書料等の公費支出制度を適切かつ積極的に推進するとともに、これら制度の周知を図ります。 	生活安全課
犯罪被害者等への法律相談支援の周知【再掲】	犯罪被害者等が、刑事・民事裁判等について一体的に相談できる法律相談支援の周知を図ります。	生活安全課

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害給付制度の周知等	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行います。 ・給付金の支給に係る裁判については、事案の内容に即して、速やかに行うよう努めるほか、仮給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の犯罪被害給付制度の運用改善及び関係職員への同制度の周知徹底に努めます。 	被 害 者 支 援・相談課
(公財) 犯罪被害救援基金との連携による救済の実施	犯罪被害給付制度の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、(公財) 犯罪被害救援基金と連携のうえ、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。	被 害 者 支 援・相談課
医療費等の公費支出制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害に係る初診料、処置料、緊急避妊処置費、診断書料等の公費支出制度を適切かつ積極的に推進するとともに、これら制度の周知を図ります。 ・身体犯被害に係る初診料、処置料、診断書料の適切な公費支出制度を適切かつ積極的に推進するとともに、これら制度の周知を図ります。 ・解剖前後の遺体搬送費及び遺体修復に対する費用の公費支出制度を適切かつ積極的に推進するとともに、これら制度の周知を図ります。 ・犯罪被害者等に係るカウンセリング費用の公費支出制度を適切かつ積極的に推進するとともに、これら制度の周知を図ります。 	被 害 者 支 援・相談課、捜査第一課

3 居住の安定等

【現状と課題】

- 犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことで物理的に居住することが困難になったり、加害者に自宅を知られているため不安や恐怖で帰宅できなくなるなどの理由により、結果として引っ越しを余儀なくされる人もいます。
しかしながら、犯罪被害者等は、犯罪被害に伴う多額の治療費の負担などにより、経済的に困難な状況にあることに加え、精神的被害もあり、犯罪被害者等が自ら新たな居住先を探し求めることは困難な状況にあります。
- 犯罪被害者等が、県内外を問わず、新たな居住先を確保し、再び平穏な日常生活を営

むことができるよう対策を講じていくことが、県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合において、新たな居住先を円滑に確保し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう、必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害の発生直後における居住場所の確保等	性暴力被害者支援センター・ふくおかでは、自宅が性犯罪現場になるなどにより物理的に居住できない場合や、その他の事由により自宅に居住することが困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない急性期の性犯罪被害者に対し、一時的な避難場所を提供します。	生活安全課
	<ul style="list-style-type: none">・被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所の確保に係る公費支出制度を積極的に運用するとともに、その充実に努めます。・ハウスクリーニング料の公費支出制度を積極的に運用するとともに、その充実に努めます。・地方公共団体が行う公営住宅への入居に関する優遇制度を犯罪被害者等に教示し、生活の安定に努めます。	被害者支援・相談課、捜査第一課
公営住宅等への優先入居及び一時入居等	犯罪被害により自宅に居住することが困難になられた方に、県営住宅の入居申込みにおける優遇措置の実施や一時的な県営住宅の提供を行います。	県営住宅課
	市町村の公営住宅への優先入居等の優遇措置制度の導入を促進します。	生活安全課
関係団体との連携による居住場所の確保	希望する転居先に公営住宅がない場合は、関係団体の協力を得ながら、居住場所の確保に努めます。	生活安全課 住宅計画課
配偶者からの暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none">・女性のDV、性暴力、ストーカー等の被害者の安全確保のため、女性相談所・一時保護所及び委託施設において一時保護を実施します。・被害者の一人ひとりの状況に応じた保護に努めるとともに、関係施設、市町村等との連携を強化します。・男性や性的少数者のDV被害者については、ホテルを活用した緊急時の安全確保を実施するとともに、一時保護施設の確保に努めます。	男女共同参画推進課

施策名	施策の概要	担当課
児童虐待による被害児童の一時保護の実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待による被害児童の安全確保のため、児童相談所一時保護所及び委託施設において一時保護を実施します。 ・各児童相談所の一時保護所において、保護業務支援員や学習指導専門員を配置するほか、個室の整備を行うなど、児童虐待による被害児童の居住場所の環境改善を図ります。 	児童家庭課
児童虐待による被害児童の社会的養護の実施	児童虐待の被害児童に対し、家庭に代わって養育を行うため、里親等への委託や乳児院、児童養護施設等への入所措置を実施します。	児童家庭課

4 雇用の維持及び確保

【現状と課題】

- 事業所に勤務している犯罪被害者等は、犯罪等による身体的、精神的被害の治療のための入院や通院、裁判への出廷等のため、休暇の取得を余儀なくされることがあります。
しかし、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性についての理解が事業者に浸透していないことから、犯罪被害者等を解雇したり、又は犯罪被害者等は、自ら退職せざるを得ない状況に追い込まれることも少なくありません。
- 犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について、事業者が犯罪被害者等への理解を深めるための取組を行っていくことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次的被害を防止するため、事業者が、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性などへの理解を深めるよう、必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
年代別・対象別就職支援センターにおける就職支援	年代別・対象別就職支援センターにおいて、犯罪被害者等を含め、求職者に対するきめ細かな就職支援を実施します。	労働政策課、新雇用開発課

施策名	施策の概要	担当課
ひとり親家庭等の自立の総合的支援	D V被害者でひとり親家庭とみなされる方も含めたひとり親家庭及び寡婦に求人情報提供等の就業支援サービスや養育費相談等の生活支援サービスを提供し、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援します。	児童家庭課
高等技術専門校における公共職業訓練	高等技術専門校（県内7校）及び障害者職業能力開発校における施設内訓練や民間の教育機関を活用した委託訓練により、犯罪被害者等を含め、求職者に対して安定的な就業につながる職業訓練を実施します。	職業能力開発課
個別労働紛争解決制度の活用等	労働者支援事務所（県内4事務所）において、犯罪被害者等を含め労働者と事業者との間で生じた労働問題に関し相談に応じるとともに、相談だけでは解決できない紛争については、あっせんを実施します。	労働政策課

5 日常生活の支援

【現状と課題】

- 犯罪被害者等の中には、犯罪等による身体的、精神的被害の治療のための入院や通院、警察の事情聴取等への捜査協力や裁判への出廷、市町村窓口での各種福祉制度の利用申請等の様々な対応が必要であるため、家事、育児、介護等を行うための時間を十分に確保できない人もいます。

また、精神的被害が原因で、家事、育児、介護等に手がつかない場合も少なくなく、日常生活に支障を来す人もいます。
- これまで取り組んできた「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」における、病院等への付添い支援をはじめ、市町村による犯罪被害者等に対する日常生活の支援施策が十分活用されるよう周知していくことが県に求められています。

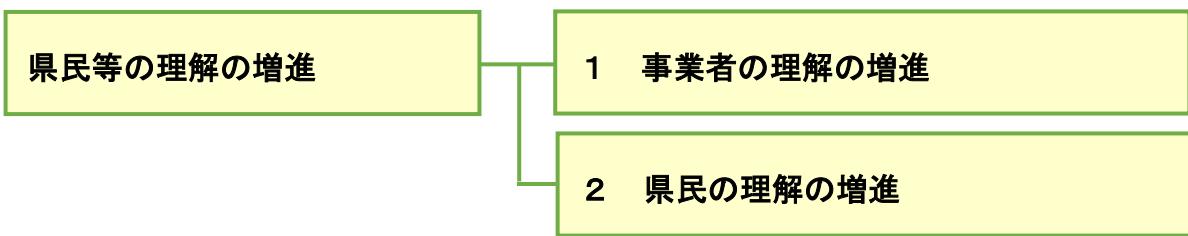
【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪被害に遭う前の平穏な生活を早期に取り戻すことができるよう、市町村が取り組む家事、育児、介護等に係る情報を提供するとともに、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」における直接支援の充実に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
病院等への付添い支援	福岡犯罪被害者総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、犯罪被害者等の病院等への付添い支援を行います。	生活安全課
市町村窓口等の情報提供	福岡犯罪被害者総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、市町村の家庭子どもも相談窓口等への橋渡しを行います。	生活安全課
育児サービス情報の提供	ファミリー・サポート・センター事業等の利用可能な育児サービスについて、市町村等を通じた適切な情報提供を行います。	子育て支援課
介護サービス情報の提供	利用可能な介護サービス等について、市町村等を通じた適切な情報提供を行います。	介護保険課

施策の柱4 県民等の理解の増進



1 事業者の理解の増進

【現状と課題】

- 事業所に勤務している犯罪被害者等は、犯罪等による身体的、精神的被害の治療に必要な入院や通院、裁判への出廷等のため、休暇の取得を余儀なくされることがあります。しかし、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性についての理解が事業者に浸透していないことから、犯罪被害者等を解雇したり、又は犯罪被害者等は、自ら退職せざるを得ない状況に追い込まれることも少なくありません。
- 犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について、事業者が犯罪被害者等への理解を深めるための取組を行っていくことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次的被害を防止するため、事業者が、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性などへの理解を深めるよう、必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の普及促進	事業者が、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入するよう、同制度の普及促進を図ります。	生活安全課
犯罪被害者等への事業者の理解の増進	事業者向けの研修会等において、犯罪被害者等支援に関するチラシ等を配付し、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深めるための啓発を行います。	労働政策課、生活安全課

施策名	施策の概要	担当課
ひとり親家庭等の自立の総合的支援【再掲】	D V被害者でひとり親家庭とみなされる方も含めたひとり親家庭及び寡婦に求人情報提供等の就業支援サービスや養育費相談等の生活支援サービスを提供し、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援します。	児童家庭課
高等技術専門校における公共職業訓練【再掲】	高等技術専門校（県内7校）及び障害者職業能力開発校における施設内訓練や民間の教育機関を活用した委託訓練により、犯罪被害者等を含め、求職者に対して安定的な就業につながる職業訓練を実施します。	職業能力開発課
個別労働紛争解決制度の活用等【再掲】	労働者支援事務所（県内4事務所）において、犯罪被害者等を含め労働者と事業者との間で生じた労働問題に関し相談に応じるとともに、相談だけでは解決できない紛争については、あっせんを実施します。	労働政策課

2 県民の理解の増進

【現状と課題】

- 今年度実施した犯罪被害者等支援に関する県民アンケート調査において、二次的被害に関する認知度は約50%と、2016年度の前回調査より改善がみられましたが、一般県民の半数は、犯罪被害者等が置かれている状況等についての理解や関心が十分とはいえない状況にあると考えられます。
- 一般県民が、犯罪被害者等が置かれている状況等への理解を深めるため、地域社会全体で犯罪被害者等を支える社会づくりや子どもの頃から犯罪被害者等への十分な理解を促す教育の機会を確保していくことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、子どもを含む一般県民や地域社会全体が、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性などへの理解を深めるよう、必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	担当課
犯罪被害者週間を中心とした集中的な広報啓発の実施	警察庁が、犯罪被害者等への理解の促進を図る啓発事業を集中的に実施する目的で設定している、11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」を中心として、街頭キャンペーン活動、各種広報媒体を利用した広報啓発活動を集中的に実施し、一般県民の犯罪被害者等支援への理解の増進を図ります。	生活安全課、被害者支援・相談課
犯罪被害者等への県民の理解の増進	二次的被害を防止するため、犯罪被害者等に関する県民向けホームページを作成し、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深めるための啓発を行います。	生活安全課
犯罪被害者等に関する県民の意識の把握	県ホームページに犯罪被害者等支援に関するページを設け、一般県民が犯罪被害者の置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるよう、啓発します。	生活安全課
犯罪被害者等支援に関する理解の促進	広報啓発用の冊子を作成し、また、ウェブサイト上に犯罪被害者等支援施策を掲載するなどして、犯罪被害者等支援施策を広く社会に知らせるとともに、様々な広報媒体を活用するとともに、街頭キャンペーン、各種イベント等における広報啓発活動を推進、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努めます。 また、子どもや外国人等、様々な犯罪被害者に行き届くように配慮した広報啓発に努めます。	被害者支援・相談課
交通事故被害等に関する県民の理解増進	交通事故の状況や交通事故被害者の声などについて、各種交通関係行事や県の広報媒体、テレビ、新聞等のメディアを通じ広く県民に広報するとともに、「生命のメッセージ展」など被害者等の体験を伝える機会を設定するなど、県民の理解増進を図ります。 また、交通事故被害者の手記等を活用した交通安全教育活動及び交通事故被害者による講演を実施するほか、運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者の切実な訴えが反映されたDVDの上映、交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。	生活安全課

施策名	施策の概要	担当課
配偶者からの暴力に関する広報啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> DVに関する正しい理解を推進し、相談窓口や法律に基づく制度の周知を図るため、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に様々な広報媒体を活用して啓発を行います。 若年層に対し、学校や民間団体等との連携を図りながら啓発を行い、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。 	男女共同参画推進課
児童虐待防止推進月間を中心とした広報啓発事業の実施	児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く県民に周知させるために、11月の児童虐待防止推進月間を中心に県の広報誌などを活用した広報活動を行います。	児童家庭課
学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	<p>様々な人権課題の一つとして、児童生徒の発達段階に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、効果的に学習を進めていくよう指導します。</p> <p>また、「人権教育研修会資料集」に、犯罪被害者等の人権課題を含めた学校教育における人権教育の基本的な考え方・観点及び関係法令等について掲載して、情報提供を行います。</p>	人権・同和教育課
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、犯罪被害者等の人権問題を含め、学校教育における人権教育の実施を要請します。	私学振興課
児童・生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒を対象に、飲酒運転撲滅推進アドバイザーの派遣などによる犯罪被害者等による講演又は犯罪被害者等の手記を朗読する等、直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う若者の規範意識の向上に努めます。 大学等との連携を強化し、大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義等を積極的に推進するほか、様々な機会を利用して、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図ります。 	私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、被害者支援・相談課

資料編

資料 1

福岡県犯罪被害者等支援計画策定経過

年月日	内容
2018 年 5 月 15 日	2018 年度第 1 回福岡県犯罪被害者支援協議会 ・福岡県犯罪被害者等支援条例の制定について ・福岡県犯罪被害者支援協議会会則の改正及び福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議会則の制定について 等
2018 年 6 月 25 日	第 1 回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 ・委員長及び委員長職務代理者について ・福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議の役割等について ・福岡県犯罪被害者等支援条例について ・福岡県犯罪被害者等支援計画（仮称）（案）について
2018 年 7 月 23 日	第 2 回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 ・現状・課題及び施策の方向性（案）について
2018 年 8 月 20 日	第 3 回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 ・犯罪被害者等支援に関する県民アンケート調査結果について ・福岡県犯罪被害者等支援施策の提言（中間案）について
2018 年 11 月 5 日	第 4 回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 ・福岡県犯罪被害者等支援施策の提言（案）について
2018 年 11 月 8 日	2018 年度第 2 回福岡県犯罪被害者支援協議会 ・福岡県犯罪被害者等支援施策の提言（案）について

資料 2

福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議委員名簿

（五十音順・敬称略）

分野等	委員氏名	委員役職等
事業者	荒巻 優二	福岡県商工会議所連合会参与 福岡県安全・安心まちづくり県民の集い実行委員会委員 福岡県飲酒運転撲滅連絡会議委員
民間支援団体	浦 尚子	福岡犯罪被害者支援センター専務理事（センター長） 臨床心理士
学識経験者	岡本 博志 (委員長)	北九州市立大学特任教授 福岡県行政不服審査会委員
弁護士	林 誠	福岡県弁護士会犯罪被害者に関する委員会委員長
精神科医	藤林 武史	福岡市こども未来局理事兼こども総合相談センター所長
犯罪被害者等	山本 美也子	NPO法人はあとスペース代表 交通事故の被害者遺族

資料3

福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穀の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 県民、犯罪被害者等又は犯罪被害者等の支援に関する経験若しくは識見を有する者等によって構成され、本県において犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、早期に犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穀な生活を営めるよう、被害発生時から犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものが相互に連携を図り、協力することにより円滑に実施するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有

する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して行動するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めなければならない。

(市町村の責務等)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施する上で必要となる情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(民間支援団体の役割等)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識又は経験を生かし、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、国の関係機関、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関わるものと緊密に連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 前項の体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても同様に、必要とする支援が受けられるものとするよう努めるものとする。

3 県は、犯罪被害者等の支援のために必要な範囲において、他の都道府県と情報の共有その他の連携に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第10条 知事は、第4条の規定に基づき犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- (3) 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村及び前条第1項の

規定により連携協力する民間支援団体の意見を聞くとともに、次に掲げる事項について、議会の議決を経るものとする。

(1) 前項第1号の基本方針

(2) 前項第2号の具体的施策のうち、基本的なものに関すること。

4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第11条 知事は、毎年度、県が実施した犯罪被害者等支援施策の状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう にするため、犯罪等による被害の発生時から、市町村とも連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 県は、前項の相談並びに情報の提供及び助言のため必要があると認めるときは、支援計画に定めるところにより、法律、保健医療等に関するそれぞれの専門家又は犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介し、又は派遣する等の施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助)

第14条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、支援計画に定めるところにより、殺人及び支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等に係る犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第15条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、支援計画で定めるところにより、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第16条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、犯罪被害者等が学校に通学し、又は施設等に入所しているときは、当該学校又は施設等の管理者は、当該犯罪被害者等に対し発達段階に応じた特別の配慮を行うよう努めるものとする。

3 県は、前項の学校又は施設等の管理者に対し、児童心理等に関する専門家の助言が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第17条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がそ

の被害に係る刑事手続、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条の審判の手続等に証人等として関与する場合における特別の配慮、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（居住の安定等）

第 18 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るため、支援計画に定めるところにより、県営住宅（福岡県営住宅条例（平成 9 年福岡県条例第 69 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供（特別の事情があるときは広域的な提供を含む。）その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定等）

第 19 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに職場における二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める広報、啓発等を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等を雇用する事業者が求めるときは、第 13 条の規定に準じて、事業者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（日常生活の支援）

第 20 条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、支援計画に定めるところにより、病院等への付添い、家事、育児、介護等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の増進）

第 21 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について県民の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第 22 条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、支援計画に定めるところにより、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に關係するものの職員等に対する研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成に努めるものとする。

2 前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び二次的被害の防止その他のこの条例に定める犯罪被害者等支援施策の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第 23 条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供若しくは助言又は支援に従事する者が支援活動に伴い心身に被害を受けることを防止するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第 24 条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置し、又は関係機関に協力を求める等必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報等の適切な管理)

第 25 条 知事その他の県の執行機関は、犯罪被害者等及び関係者の個人情報その他適切な管理を要する情報の取扱いの方法等を定め、その職員に遵守させるとともに、市町村、民間支援団体等との連携協力のためこれらの情報を提供するときは、その職員、構成員等に当該情報を県の職員に準じて適切に取り扱わせるよう求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 章の規定は公布の日から、第 2 章の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(この条例の見直し)
- 2 この条例は、その運用状況及びこの条例に基づく犯罪被害者等支援施策の実施状況等を勘案し、この条例の施行後 5 年以内に必要な見直しを行うものとする。

資料 4

福岡県犯罪被害者支援協議会会則

(名称)

第1条 この会は、福岡県犯罪被害者支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項における「犯罪被害者等」をいう。)の置かれている現状を踏まえ、犯罪被害者等の視点に立ち、行政機関及び民間団体等との相互協力と緊密な連携によって、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 犯罪被害者等のニーズに沿った支援連携活動
- (2) 犯罪被害者等の実態調査、研究活動
- (3) 犯罪被害者等支援の広報啓発活動
- (4) その他犯罪被害者等支援に関する必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表左欄のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

- 2 会長には、福岡県副知事(人づくり・県民生活部担当)をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長には、福岡県人づくり・県民生活部長及び福岡県警察本部総務部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代行する。
- 6 監事には、会長が指名する者をもって充てる。
- 7 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会の会議は、別表右欄に掲げる委員をもって構成する。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会を補佐するために幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長をもって充て、幹事は別表右欄に掲げる委員が指定する者とする。

4 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への出席を求めることができる。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係機関の職員及び学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第9条 第3条の活動に関する特定の事項を検討させるため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会に関して必要なことは、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を処理するため、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課に事務局を置く。

(補則)

第11条 協議会の構成員は、協議会において知り得た情報の保護に十分留意しなければならない。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成10年10月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年 9月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年 5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年 7月 5日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年 4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年11月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年 4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年 6月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年 5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年 5月15日から施行する。

別表（第4条、第6条及び第7条関係）

福岡高等検察庁	総務部長
福岡地方検察庁	総務部長
福岡保護観察所	所長
九州運輸局	交通政策部計画調整官
第7管区海上保安本部福岡海上保安部	次長
福岡県弁護士会	会長
福岡県医師会	会長
福岡県臨床心理士会	被害者支援理事
公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター	理事長
日本司法支援センター福岡地方事務所	所長
公益財団法人福岡県女性財団	
福岡県男女共同参画センター あすばる	センター長
北九州市立男女共同参画センター・ムーブ	所長
公益社団法人福岡県防犯協会連合会	専務理事
公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター	専務理事
一般財団法人福岡県交通安全協会	専務理事
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部長
福岡市	市民局生活安全部長
警察本部総務部被害者支援・相談課	課長
警察本部生活安全部子ども・女性安全対策課	課長
警察本部生活安全部少年課	課長
警察本部刑事部刑事総務課	課長
警察本部刑事部捜査第一課	課長
警察本部交通部交通捜査課	課長
福岡県	人づくり・県民生活部生活安全課長

資料 5

福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議会則

(趣旨)

第1条 福岡県犯罪被害者支援協議会会則第12条の規定に基づき、福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員による会議（以下「専門委員会議」という。）の運営については、この会則の定めるところによる。

(協議事項)

第2条 専門委員会議は、福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号）第10条の規定に基づく支援計画に盛り込むべき内容について協議し、協議結果を福岡県犯罪被害者支援協議会に報告する。

(構成)

第3条 専門委員会議は、福岡県犯罪被害者支援協議会会則第8条の規定に基づいて委嘱された委員により構成する。

- 2 専門委員会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する専門委員会議に属する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会議は、委員長が招集する。

(雑則)

第5条 この規定に定めるもののほか、議事の手続その他専門委員会会議の運営に関し必要な事項は、専門委員会議の議を経て委員長が定める。

附 則

この会則は、平成30年5月15日から施行する。

資料6

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の大切な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請

求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗ちよく状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受け

る影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国家公安委員会委員長
 - (2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるとときは、前項に規定す

る者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成17年政令第67号で平成17年4月1日から施行)

附 則 (平成26年6月25日法律第79号) 抄

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

資料 7

犯罪被害者等支援に関する県民意識アンケート調査結果について

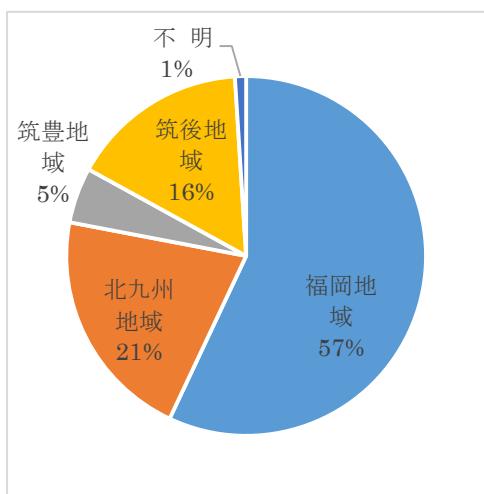
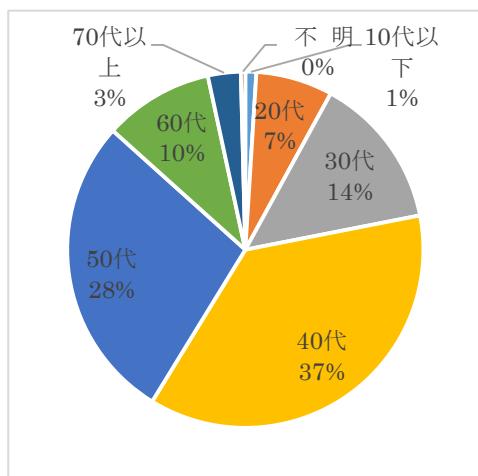
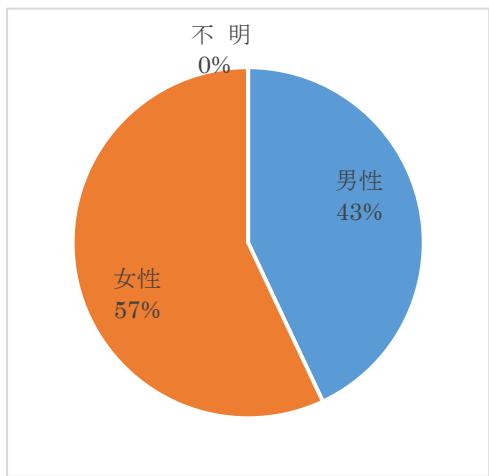
- ・ 調査期間 2018年6月20日（水）～2018年7月20日（金）
- ・ 調査対象 県民
- ・ 調査方法 インターネットによるアンケート調査
- ・ 調査目的 犯罪被害者等に関する県民の認識を把握するもの
- ・ 回答者数 2,112名

＜調査結果のポイント＞

- ・ 犯罪被害に関する用語について、「二次的被害」は回答者の約50%が知っていると回答しているが、一方で、「福岡県犯罪被害者等支援条例」は約84%、「犯罪被害者等基本法」は約79%、「犯罪被害給付制度」は約77%の人が知らないと回答している。
- ・ 犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っている人は、回答者の約39%いるが、一方で、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」は約73%、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」は約70%の人が知らないと回答している。
- ・ 犯罪被害にあった場合の相談機関として、性犯罪以外の犯罪の場合は、回答者の約71%が警察へ相談すると回答しているのに対し、性犯罪の場合は、約59%が警察以外の機関に相談する、又はどこにも相談しないと回答している。
- ・ 犯罪被害者等が必要とする支援について、被害を受けた直後は、「警察等による日常生活における安全確保」が必要であるとの回答が最も多くなっているが、被害を受けて半年程度経過した後は、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」が必要であるとの回答が最も多くなっている。
- ・ 犯罪被害者等が被害から立ち直る（回復する）に当たって、重要と考えることは、「家族・親族、友人等の身近な人からの支援」と回答した人が最も多く、次いで、「医師やカウンセラー等専門家や専門機関からの支援」と回答した人が多かった。しかしながら、犯罪被害者等のうち約45%近くの人は、被害にあって以降、家族間での不和が起こったり、又は身近な人から心無い言葉をかけられたと回答している。

1 基礎事項

回答者 2,112名

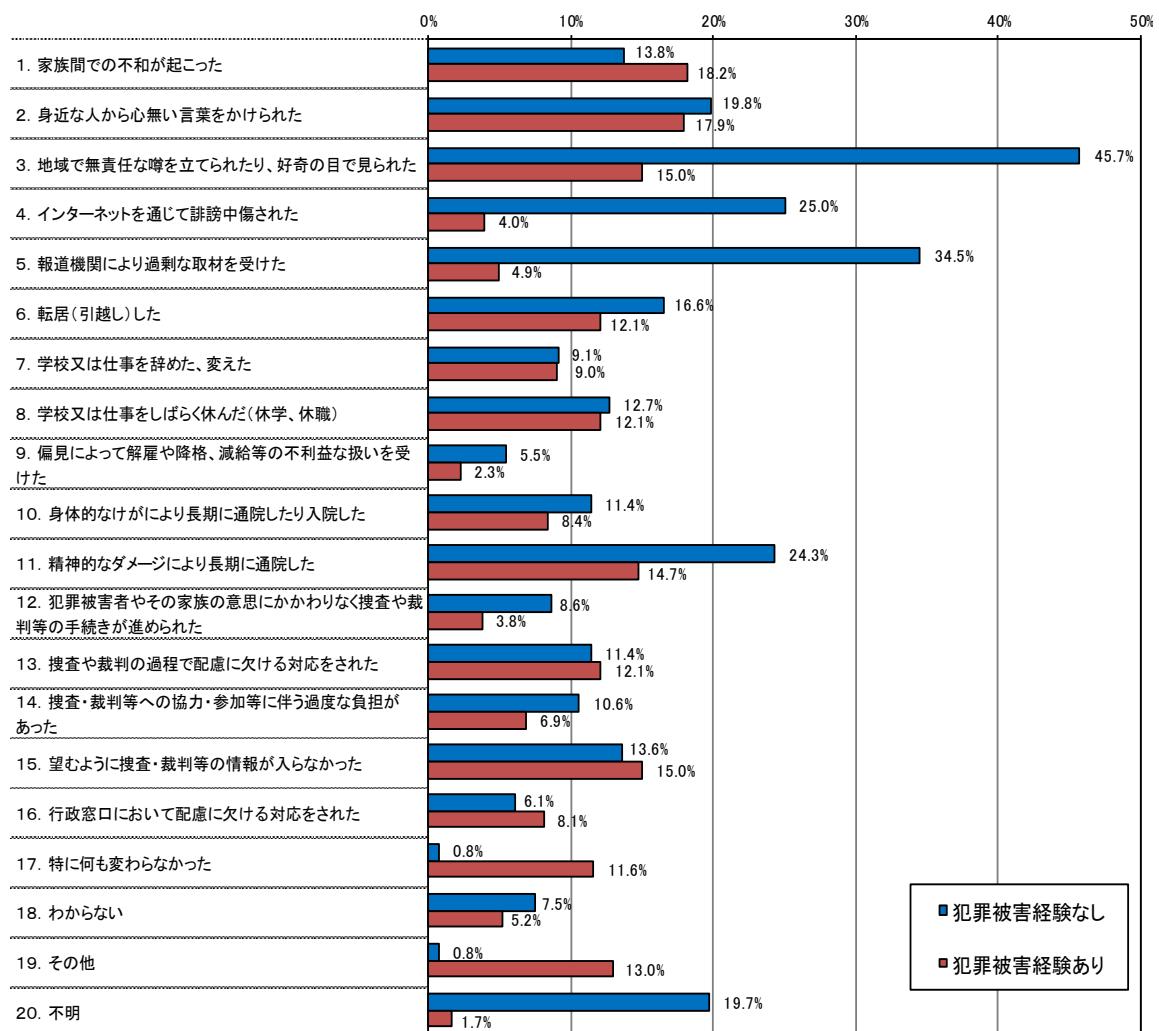


2 調査事項

(1) 犯罪被害者等の置かれている状況に対する理解度

あなたは、犯罪被害者等は被害に遭って以降、どのような状況に置かれていたと思いますか。又は、あなたは被害に遭って以降、どのような状況に置かれていましたか（回答は3つまで）。

県民一般は、「3. 地域で無責任な噂を立てられたり、好奇な目でみられた」（約46%）、「5. 報道機関により過剰な取材を受けた」（約35%）と回答した人が多く、犯罪被害者等は、「1. 家庭内での不和が起こった」（約18%）、「身近な人から心無い言葉をかけられた」（約18%）と回答した人が多かった。

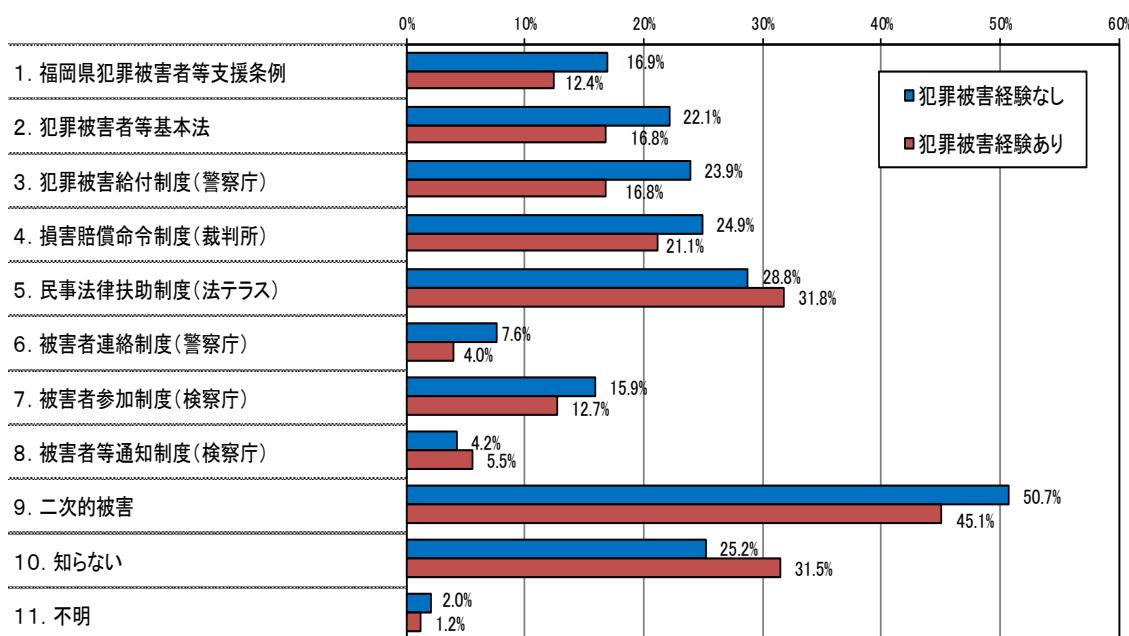


(2) 犯罪被害者等に関する用語の認知度

犯罪被害者等に関する以下の用語について知っているものを全てあげてください。

「9. 二次的被害」については、県民一般が約 51%、犯罪被害者等が約 45%の人が知っていると回答したが、その一方で、犯罪被害者等に関する用語について何も「知らない」と回答した人は、県民一般は約 25%、犯罪被害者等は約 32%と多かった。

なお、「1. 福岡県犯罪被害者等支援条例」を知っていると回答した人は、県民一般が約 17%、犯罪被害者等が約 12%で、「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害給付制度」を知っている人と回答した人も、全体の約 20%程度と認知度は低かった。



【用語の説明】

○ 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として平成 16 年 12 月に制定された法律

○ 犯罪被害者給付制度

故意の犯罪によって死亡された犯罪被害者の遺族や、重い障害や傷害を負った犯罪被害者に対し国が給付金を支給する制度

○ 損害賠償命令制度

損害賠償請求に関し、一定の事件の被害者等による申し立てに基づき、裁判所が刑事手続の成果を利用し審理を行うことにより、被害者等の立証の負担を軽減する制度

○ 民事法律扶助制度

日本司法支援センター（法テラス）による、収入の少ない方のための無料法律相談や裁判費用の立替制度

○ 被害者連絡制度

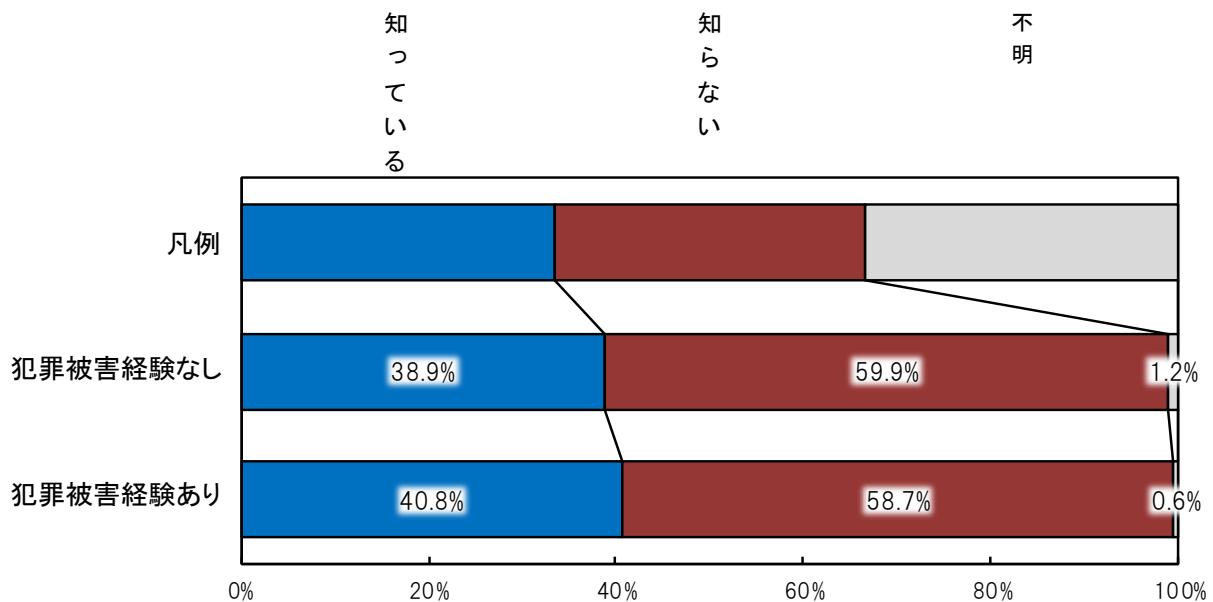
犯罪被害者やその家族又は遺族の希望により、被害者連絡員に指定された警察官等が、捜査状況、被疑者逮捕の旨、被疑者の氏名、送致先の検察庁名などを、捜査に支障のない範囲で知らせる警察の制度

- 被害者参加制度
一定の事件の犯罪被害者及びその家族又は遺族が刑事裁判に参加することができる制度
- 被害者等通知制度
事件の処分結果や、刑事裁判を行う裁判所名、刑事裁判が行われる日、裁判の結果などに関する情報を犯罪被害者やその家族又は遺族等に通知する検察庁の制度
- 二次的被害
捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担や、周囲の人々の無責任なうわさ話、マスコミの取材・報道による精神的被害など、被害後に生じる様々な問題

(3) - 1 犯罪被害者等を対象とした相談窓口の認知度

犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っていますか。

犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っていると回答した人は、県民一般が約39%、犯罪被害者等が約41%と同程度で、それぞれ認知度は半数以下であった。

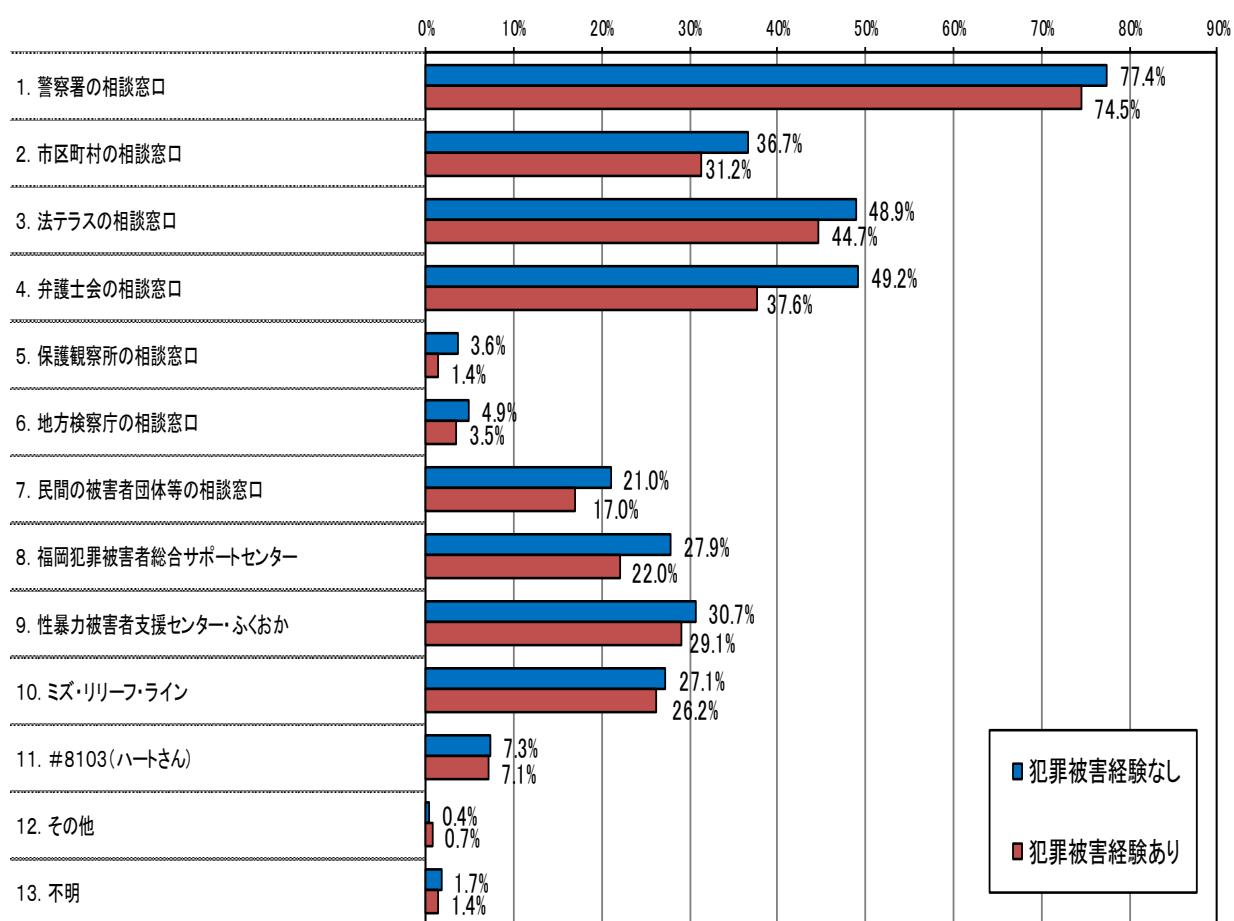


(3) - 2 犯罪被害者等を対象とした相談窓口の認知度

(前問で「①知っている」と回答した人のみ) 犯罪被害者等を対象とした相談窓口のうち、知っている窓口を全てあげてください。

犯罪被害者等を対象とした相談窓口のうち、知っている窓口については、「1. 警察署の相談窓口」の認知度が一番高く（県民一般約 77%、犯罪被害者等約 75%）、そのほか、「3. 法テラスの相談窓口」（県民一般約 49%、犯罪被害者等約 45%）、「4. 弁護士会の相談窓口」（県民一般約 49%、犯罪被害者等約 38%）の認知度が高かった。

なお、「8. 福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を知っている人は、県民一般が約 28%、犯罪被害者等が 22%、「9. 性暴力被害者支援センター・ふくおか」を知っている人は、県民一般が約 31%、犯罪被害者等が約 29%といずれも認知度は低かった。



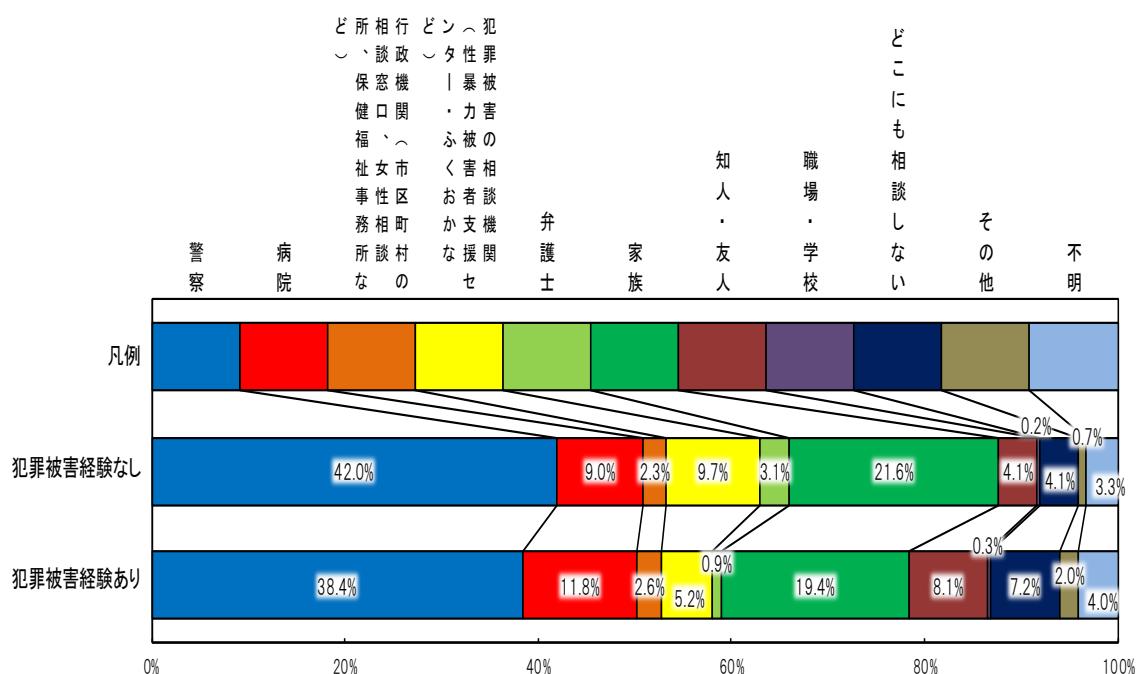
(4) 性犯罪被害にあった場合の相談先

「性犯罪」にあった場合、最初にどこへ相談しますか。

性犯罪被害の場合、最初に警察に相談すると回答した人は、県民一般が42%、犯罪被害者等が約38%と、全体の約40%以上が警察以外の機関に相談、又はどこにも相談しないと回答している。

「家族」や「知人・友人」に相談すると回答した人は、県民一般が約26%、犯罪被害者等が約28%で、また、「どこにも相談しない」（県民一般4%、犯罪被害者等7%）との回答もあった。

なお、「犯罪被害の相談機関（性暴力被害者支援センター・ふくおかなど）」に相談すると回答した人は、県民一般が約10%、犯罪被害者等が約5%と低かった。



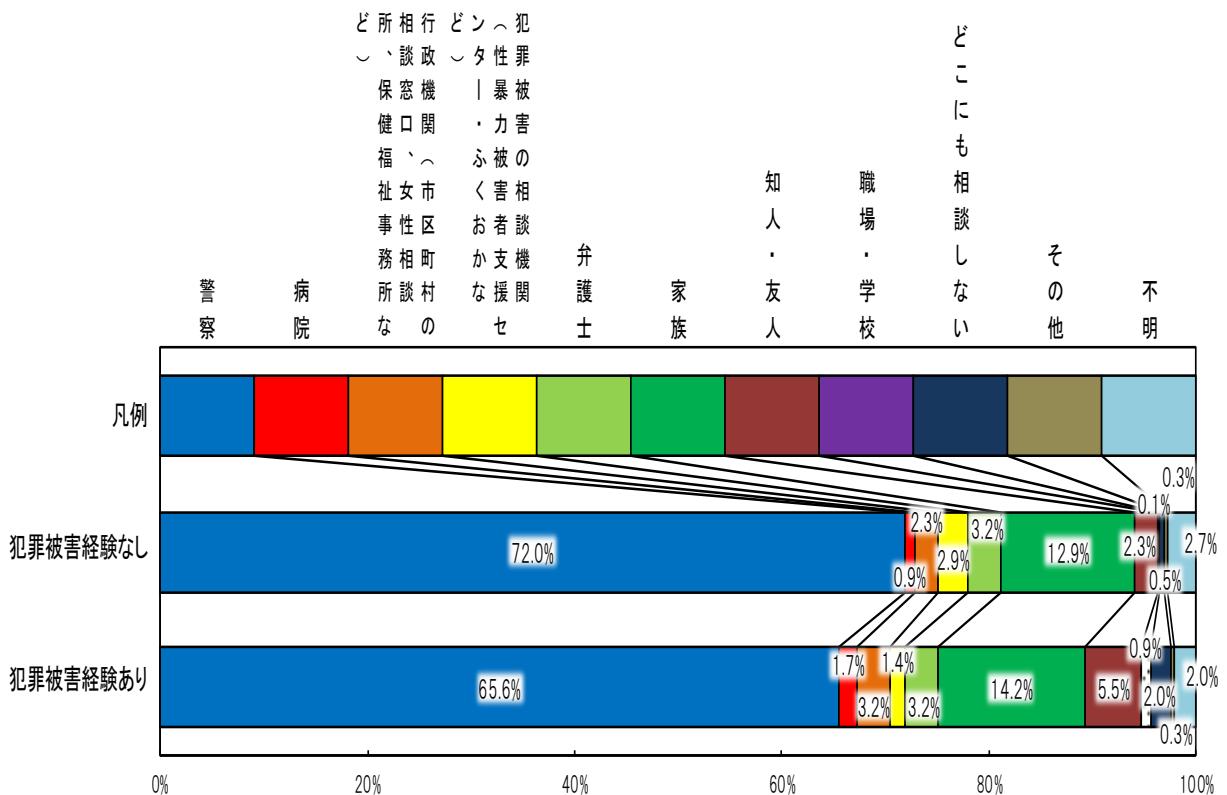
(5) 性犯罪被害以外の犯罪等被害にあった場合の相談先

「性犯罪以外の犯罪等の被害」にあった場合、最初にどこへ相談しますか。

性犯罪被害以外の犯罪等被害にあった場合に最初に警察に相談すると回答した人は、県民一般が72%、犯罪被害者等が約66%と、全体の約70%が警察に相談すると回答している。

また、「家族」や「知人・友人」に相談すると回答した人は、県民一般が約15%、犯罪被害者等が約20%であった。

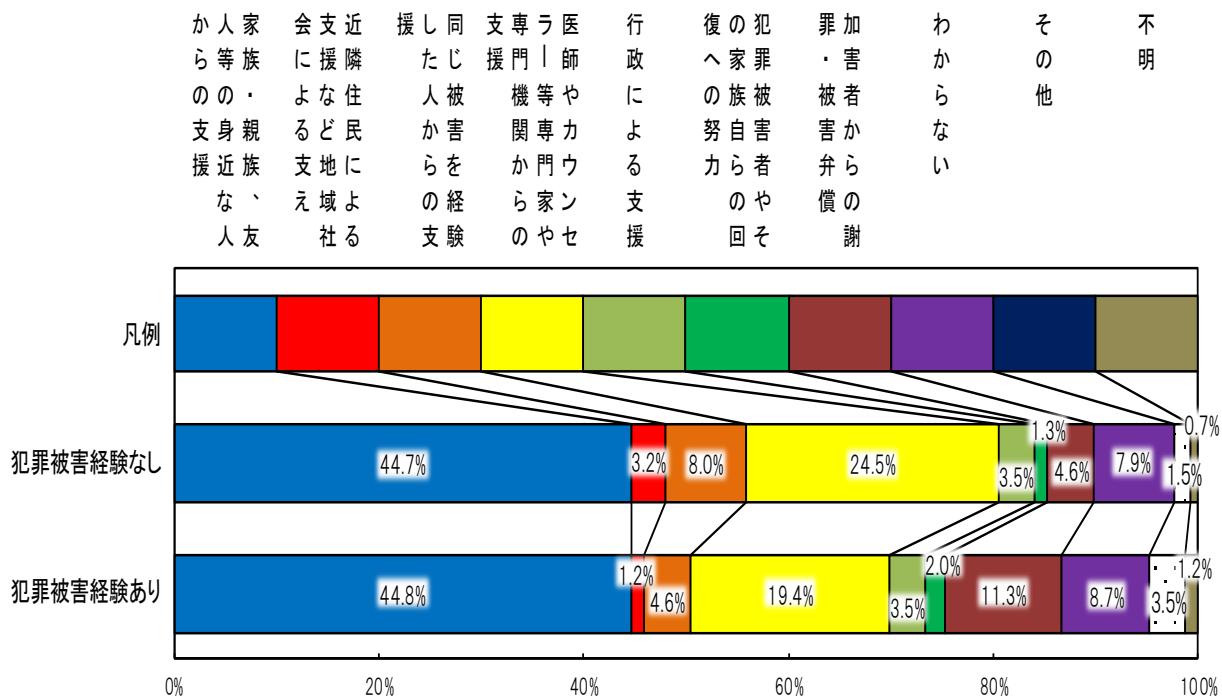
なお、「犯罪被害の相談機関（性暴力被害者支援センター・ふくおかなど）」に相談すると回答した人は、県民一般が約3%、犯罪被害者等が約1%と低かった。



(6) 犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援

犯罪被害者等が被害から立ち直る（回復する）にあたって、あなたは何が最も重要であると考えますか。

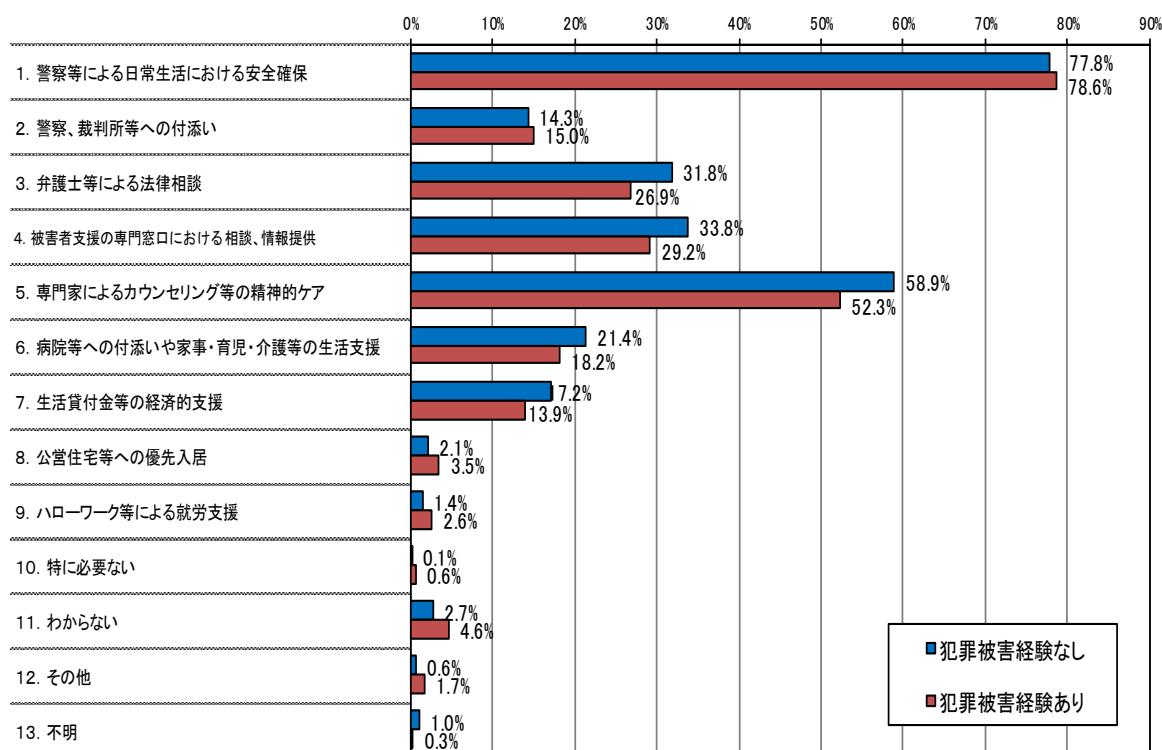
犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援として、「家族・親族、友人等の身近な人からの支援」と回答した人は、県民一般が約45%、犯罪被害者等が約45%と最も多く、次いで、「医師やカウンセラー等専門家や専門機関からの支援」と回答した人は、県民一般が約25%、犯罪被害者等が19%となっている。



(7) 犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援（犯罪等被害直後）

「被害を受けた直後」の犯罪被害者等の回復に対しては、どのような支援が必要だと思いますか。

被害を受けた直後の回復に必要な支援として、「警察等による日常生活における安全確保」と回答した人は、県民一般が約78%、犯罪被害者等が約79%と最も多く、次いで、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」と回答した人は、県民一般が約59%、犯罪被害者等が約52%、「被害者支援の専門窓口における相談、情報提供」と回答した人は、県民一般が約34%、犯罪被害者等が約29%となっている。



(8) 犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援（犯罪等被害半年経過後）

「被害を受けて半年程経過した後」の犯罪被害者等の回復に対しては、どのような支援が必要だと思いますか。

被害を受けて半年程経過した後の回復に必要な支援として、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」と回答した人は、県民一般が約 67%、犯罪被害者等が約 59%と最も多く、そのほか、「被害者支援の専門窓口における相談、情報提供」と回答した人は、県民一般が約 42%、犯罪被害者等が約 33%、「警察等による日常生活における安全確保」と回答した人は、県民一般が約 33%、犯罪被害者等が約 38%となっている。

